

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

＜市場価格が変動するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増加するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

＜為替相場に関するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・ 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

＜発行体等の信用状況の変化に関するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・ 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用

状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。

また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面にに基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。

- ・ 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ・ 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞

- ・ 弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に LIBOR 等の指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

- ・ 新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・ 外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

企業内容等の開示について

- ・ 外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・ 当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日または利子支払日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の 4 営業日前までのお取引が可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部、または一部（前受金等）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指 定 紛 争 解 決 機 関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	48,323,132,501 円(2017 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ２千円から５万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

2018 年 11 月

発行登録追補目論見書



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP パリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023 年 12 月 13 日満期
ブラジルリアル建社債（円貨決済型）

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023 年 12 月 13 日満期 ブラジルリアル建社債（円貨
決済型）（以下「本社債」という。）の元本および利息は円貨で支払われますが、当
該円貨額は当該支払前に決定されるリアル／円為替参照レートによってブラジルリア
ル額を換算したものとなりますので、日本円とブラジルリアルの間の外国為替相場の
変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出するこ
とがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作
成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30－外 2－40

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 30 年 11 月 12 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1116

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 5,000,000 ブラジルレアル（邦貨換算額 152,000,000 円）
（ただし、邦貨換算額は、1 ブラジルレアル＝30.40 円（2018 年 11 月
8 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表された
ブラジルレアル／円の換算レートの仲値の逆数）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成 30 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 30 年 3 月 22 日
有効期限	平成 32 年 3 月 21 日
発行登録番号	30－外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30－外 2－1	平成 30 年 3 月 28 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－2	平成 30 年 4 月 3 日	2,195,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－3	平成 30 年 4 月 5 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－4	平成 30 年 4 月 11 日	216,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－5	平成 30 年 4 月 13 日	345,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－6	平成 30 年 4 月 17 日	723,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－7	平成 30 年 4 月 19 日	4,337,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－8	平成 30 年 4 月 20 日	900,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－9	平成 30 年 5 月 14 日	2,288,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－10	平成 30 年 5 月 14 日	2,382,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－11	平成 30 年 5 月 18 日	263,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－12	平成 30 年 5 月 18 日	500,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－13	平成 30 年 5 月 28 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－14	平成 30 年 6 月 1 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－15	平成 30 年 6 月 6 日	305,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－16	平成 30 年 6 月 6 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－17	平成 30 年 6 月 11 日	111,687,000 円		該当事項なし
30－外 2－18	平成 30 年 6 月 13 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－19	平成 30 年 6 月 19 日	991,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－20	平成 30 年 6 月 19 日	12,582,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－21	平成 30 年 6 月 19 日	4,321,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－22	平成 30 年 6 月 19 日	6,926,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－23	平成 30 年 8 月 16 日	500,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－24	平成 30 年 8 月 16 日	900,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－25	平成 30 年 8 月 16 日	1,059,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－26	平成 30 年 8 月 17 日	1,285,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－27	平成 30 年 8 月 17 日	428,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－28	平成 30 年 8 月 17 日	804,726,000 円		該当事項なし
30－外 2－29	平成 30 年 8 月 22 日	300,000,000 円		該当事項なし
30－外 2－30	平成 30 年 8 月 22 日	1,046,000,000 円		該当事項なし

30－外 2－31	平成 30 年 8 月 28 日	154,800,000 円	該当事項なし
30－外 2－32	平成 30 年 8 月 31 日	280,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－33	平成 30 年 9 月 10 日	660,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－34	平成 30 年 9 月 13 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－35	平成 30 年 9 月 14 日	1,600,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－36	平成 30 年 9 月 14 日	2,000,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－37	平成 30 年 9 月 14 日	680,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－38	平成 30 年 10 月 5 日	330,000,000 円	該当事項なし
30－外 2－39	平成 30 年 10 月 12 日	500,000,000 円	該当事項なし
実績合計額		54,213,213,000 円	減額総額 0 円

【残額】 445,786,787,000 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	24
第3【第三者割当の場合の特記事項】	27
第二部【公開買付けに関する情報】	27
第三部【参照情報】	28
第1【参照書類】	28
第2【参照書類の補完情報】	28
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	28
第四部【保証会社等の情報】	29
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	30
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	31
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	65

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2023 年 12 月 13 日満期 ブラジルリアル建社債（円貨決済型） （以下「本社債」という。）（注 1）		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	5,000,000 ブラジルリアル （注 2）	売出価額の総額	5,000,000 ブラジルリアル （注 2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	1,000 ブラジルリアル
償還期限	2023 年 12 月 13 日（ロンドン時間）（注 3）		
利 率	額面金額に対して 年 7.71%（注 4）		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービスより「Aa3」、S&P グローバル・レーティングより「A」の格付がそれぞれ 付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関 するその他の条件等」を参照のこと。		

（注 1）本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 5 に記載の代理人契約に基づき、2018 年 12 月 12 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

（注 2）ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、5,000,000 ブラジルリアルである。本社債の満期償還は、額面金額である 1,000 ブラジルリアルをリアル／円為替参照レート（下記「3 売出社債に関するその他の条件等」に定義される。）で換算した円貨額によりなされる。本書において、「ブラジルリアル」および「リアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジルリアルをいう。

（注 3）期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

（注 4）本社債の利息の支払は、該当するブラジルリアル額をリアル／円為替参照レートで換算した円貨額によりなされる。本社債の利息は、2018 年 12 月 13 日（同日を含む。）から発生する。

（注 5）本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で 2018 年 7 月 5 日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および (iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの 1 つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2018 年 7 月 5 日頃に発行会社により発行された改訂書換約款 (Deed of Covenant) を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注 6) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ (https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx) の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home) の「ライブ ラリ ・ 規 制 関 連 」 の 「 無 登 録 格 付 け 情 報 」 (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の 100%	申込期間	2018 年 11 月 12 日から 2018 年 12 月 11 日まで
申込単位	1,000 ブラジルレアル	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注 1)	受渡期日	2018 年 12 月 13 日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または 名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注 1) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注 2) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。そのため、EEA におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則 (EU) 1286/2014（以下「PRIIPs 規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって EEA におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs 規則に基づき不適法となることがある。ここに「リテール投資家」とは、(i) 指令 2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第 2 次金融商品市場指令」という。）第 4(1)条第 11 号において定義されるリテール顧客、(ii) 指令 2002/92/EC（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第 2 次金融商品市場指令第 4(1)条第 10 号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii) 指令 2003/71/EC（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円／ブラジルレアル間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本社債の利息の支払は、ブラジルレアルによる固定利息の利息額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされ、また本社債の元本の支払は、ブラジルレアル額をレアル／円為替参照レートで換算した円貨額でなされる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、ブラジルレアルの金利や日本円／ブラジルレアル間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

期限前償還による再運用リスク

本社債は、満期償還日より前に期限前償還されることがある。この場合、期限前償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本社債が存続した場合の利回りを下回ることがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われなかった可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバは、本社債の発行会社である。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。ビー・エヌ・ピー・パリバは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2018 年 12 月 13 日（同日を含む。）から 2023 年 12 月 13 日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年 7.71 パーセントの利率による利息が発生し、額面金額 1,000 ブラジルレアルの各本社債につき、毎年 6 月 13 日および 12 月 13 日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ以下の算式に従って計算代理人により決定される円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）が支払われる。

$$38.55 \text{ ブラジルレアル} \times \text{利率レアル/円為替参照レート}$$

「利率レアル/円為替参照レート」とは、利払期日の直前の為替参照レート決定日に決定されるレアル/円為替参照レートをいう。

「為替参照レート決定日」とは、利払期日または満期償還日の 5 営業日前の日をいう。ただし、本社債が満期償還日前に償還されることとなり、かつ当該償還日が利払期日でない場合には、かかる期限前償還のために定められた日（同日を含まない。）に終了する期間に係る為替参照レート決定日は、かかる期限前償還のために定められた日の 5 営業日前の日とする。

「レアル/円為替参照レート」とは、為替参照レート決定日において、以下に従って計算代理人により決定されるレアル/円為替レートをいう。

- (i) 当該為替参照レート決定日の PTAX レート (かかるレートが利用可能な場合) のオファード・レートの逆数 (1 ブラジルレアルあたりの円貨額として表示され、小数点第 3 位を四捨五入する。)
- (ii) 当該時点で PTAX レートを入手できない場合は、以下を参照して計算代理人により決定される。
- (1) 計算代理人が、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する米ドル／レアル為替レート (1 米ドルあたりのブラジルレアル額として表示される。) および
- (2) 関連する為替参照レート決定日の午後 1 時 (ロンドン時間) 頃のブルームバーグのページ「BFIX」に掲載される米ドル／円為替レートのビッドサイドの数値 (以下「BFIX レート」という。)
- (iii) PTAX レートおよび BFIX レートのいずれも入手できない場合は、計算代理人は、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により、関連する為替参照レート決定日におけるレアル／円為替参照レートを決定する。
- (iv) ただし、当該為替参照レート決定日において為替レート乖離が発生していると計算代理人が決定した場合、レアル／円為替参照レートは、計算代理人により、その単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定されるものとする。

「PTAX レート」とは、為替参照レート決定日に関して、当該為替参照レート決定日の午後 1 時 15 分 (サンパウロ時間) 頃までにブラジル中央銀行により発表され、ブラジル中央銀行のウェブサイト (www.bcb.gov.br の「Cotações e boletins」を参照のこと。) に掲載される 1 円あたりのブラジルレアル額として表示されるレアル／円為替レートをいう。

「為替レート乖離」とは、BRL09 に関して、EMTA 会員への通知をもって、米ドル／レアル為替相場において活発に取引を行う定評あるマーケットメイカーである 7 社以上の関連会社でない EMTA 会員 (そのうち 4 社以上が米ドル／レアルのオンショア直物市場の活発な参加者でなければならない。) の合理的かつ独立した判断 (かかる判断は、EMTA レアル為替レート乖離対応手順に従い EMTA に通知される。) において、(ブラジルその他における為替レートのスプリット後の) レアル PTAX レート (BRL09) が、ブラジル国外で実行される、ブラジルレアルの米ドルへの交換を伴う標準的規模のホールセール金融取引に係る当該時点の実勢米ドル／レアル直物レートを反映しなくなった場合をいう。

「BRL09」とは、為替参照レート決定日に関して、当該為替参照レート決定日の午後 1 時 15 分 (サンパウロ時間) 頃までにブラジル中央銀行により発表され、ブラジル中央銀行のウェブサイト (www.bcb.gov.br の「Cotações e boletins」を参照のこと。) に掲載される 2 営業日後の決済のための 1 米ドルあたりのブラジルレアル額として表示されるレアル／米ドルのオファード・レートをいう。

「EMTA」とは、エマージング・マーケット・トレーダーズ・アソシエーションをいう。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引 (外国為替および外貨預金の取扱いを含む。) のため開業しており、

かつ欧州自動即時グロス決済システム (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System) (以下「TARGET2 システム」という。)が稼動している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバをいう。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

- (b) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 センター未満は四捨五入する。
- (c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の算式に従って計算代理人により決定された円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入する。）で満期償還日に償還される。

$$1,000 \text{ ブラジルレアル} \times \text{満期償還レアル} / \text{円為替参照レート}$$

「満期償還レアル／円為替参照レート」とは、満期償還日の直前の為替参照レート決定日に決定されるレアル／円為替参照レートをいう。

「満期償還日」とは、2023 年 12 月 13 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

(b) 税務上の理由による償還

- (A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただ

し、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

- (B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(c) 期限前償還

上記(b)、下記(f)および本要項第 6 項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(d) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(e) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

(f) アドミニストレーター・ベンチマーク事由による償還および調整

アドミニストレーター・ベンチマーク事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、以下のいずれかの措置をとることができる。

- (i) かかる事由または状況に対処するために適切であると発行会社が判断する本要項の条項の調整を行うよう計算代理人に対して指示する。かかる調整には、代替のベンチマークの選択、ならびに（該当する場合）かかる代替のベンチマークに関するエクスポージャーによる発行会社の増加費用の反

映等のための本要項の条項の調整および代替のベンチマークが複数の場合のベンチマーク間のエクスポージャーの配分規定の制定を含むが、これらに限られない。

- (ii) 本要項第 10 項に従い、本社債権者に対し 10 日以上 30 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、かかる通知期間の経過をもって、期限前償還金額に償還の日として定められた日または（場合により）かかる本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還する。

疑義を避けるため、上記は、本要項の他の条項に影響を及ぼすことなく追加されるものである。(i) 他の条項によればアドミニストレーター・ベンチマーク事由の対象となる事由もしくは事象に関連して他の結果が適用され得る場合、または(ii)他の条項が本項(f)の条項と矛盾する場合には、発行会社は、その単独の絶対的な裁量により、いずれの条項が適用されるかを決定するものとする。

本項(f)において、以下の用語は以下の意味を有するものとする。

「アドミニストレーター・ベンチマーク事由」とは、ベンチマークに関して、計算代理人により決定されるベンチマーク修正・中止事由、非承認事由、却下事由または停止・撤回事由をいう。

「ベンチマーク」とは、BMR においてベンチマークとして定義されている数値であって、本社債に基づき支払われもしくは交付される金額または本社債の価値の全部もしくは一部がかかる数値を参照して決定されるものとして計算代理人により決定される数値をいう。

「ベンチマーク修正・中止事由」とは、ベンチマークに関して以下の事由が発生したかまたは発生する予定であることをいう。

- (i) 当該ベンチマークに重大な変更がなされること。
- (ii) 当該ベンチマークの提供が、永久または無期限に停止または中止されること。
- (iii) 規制機関またはその他の公的機関により当該ベンチマークの使用が禁止されること。

「BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016/1011、その後の改正を含む。）をいう。

「非承認事由」とは、ベンチマークに関して、適用ある法律または規則に基づき、発行会社、計算代理人またはその他の法人が本社債に関する義務を履行するために要求される以下の事由に関して以下の事情が発生することをいう。

- (i) 当該ベンチマークまたは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関する許可、登録、認証、承認またはこれらと同等の決定もしくは認可が得られないことまたは得られる予定がないこと。
- (ii) 当該ベンチマークまたは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーが公的登録簿に登録されないことまたは登録される予定がないこと。
- (iii) 当該ベンチマークまたは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーが、本社債、発行会社、計算代理人または当該ベンチマークに適用ある法律上または規制上の要件を満たさないことまたは満たす予定がないこと。

「却下事由」とは、ベンチマークに関して、管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織が、本社債、当該ベンチマークまたは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関連して、発行会社、計算代理人またはその他の法人が本社債に関する義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき要求される許可、登録、認証、承認またはこれらと同等の決定もしくは認可または公的登録簿への登録の申請を却下もしくは拒絶することまたは却下もしくは拒絶する予定であることをいう。

「停止・撤回事由」とは、ベンチマークに関する以下の場合をいう。

- (i) 管轄権を有する関連当局またはその他の関連する公的組織が、当該ベンチマークまたは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーに関連して、発行会社、計算代理人またはその他の法人が本社債に関する義務を履行するために適用ある法律または規則に基づき要求される許可、登録、認証、承認またはこれらと同等の決定もしくは認可を停止もしくは撤回することまたは停止もしくは撤回する予定であること。
- (ii) 適用ある法律に基づき、公的登録簿への登録が発行会社、計算代理人またはその他の法人が本社債に関する義務を履行するために要求されているかまたは要求される予定である場合において、当該ベンチマークまたは当該ベンチマークのアドミニストレーターもしくはスポンサーがかかる登録簿から除外されることまたは除外される予定であること。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の 2 営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払

の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

確定社債券に関する支払のためには、確定社債券とともにそれに付されたすべての期日未到来の利札を呈示しなければならない。かかる呈示がなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額（一部の支払しかなされない場合には、呈示されなかった期日未到来の利札に係る利息の総額に、一部の支払がなされた金額が本来支払われるべきであった金額に占める割合を乗じた金額）が控除される。かかる控除額は、当該支払に関する関連日（本要項第5項(b)に定義される。）から10年間は本要項第7項に基づき当該利札が無効になっているか否かにかかわらず、または（それより遅い場合は）当該利札の支払期日から5年間は、呈示されなかった利札の呈示に対して上記の方法で支払われる。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、ニューヨーク、東京およびサンパウロにおいて、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

(60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、ジェネラル・コンパン通り 3 番地、5 番地、7 番地

(3,5,7, rue du Général Compans, 93500 Pantin, France)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

(i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。

(ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所において適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

さらに、発行会社は、本社債に関して支払われる金額に関して内国歳入法第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除の金額を決定する際に、「配当同等物」(内国歳入法第 871 条(m)において定義される。)の支払金額の 30 パーセントに相当する金額を源泉徴収することができるものとする。

米国の有価証券または米国の有価証券を含む指数を参照する本社債に関する支払は、70 パーセントの割合で再投資される米国の有価証券に係る配当を参照して計算することができる。かかる場合には、支払金額の計算において、かかる米国の有価証券に関する配当同等物（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の 30 パーセントについて、発行会社が源泉徴収し、本社債権者が受領したとみなすことができるものとする。発行会社は、源泉徴収したものとみなされた第 871 条(m)の金額について、本社債権者に対していかなる金額も支払わない。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

- (a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。
- (b) 非上位優先債務に優先する。
- (c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算 (*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*)、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、(i)他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、(ii)非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-3 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-4 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先 (*chirographaires*) 債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利札に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合（*assimilables*）されるものとする。

10. 公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って掲載された場合に、有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルク

を通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。

- (d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。代理人契約には、(i) 代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4 分の 3 以上の多数により可決された決議、(ii) 本社債のその時点での未償還額面総額の 90 パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または(iii) 本社債のその時点での未償還額面総額の 4 分の 3 以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認（主支払代理人の満足する様式による。）の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

- (a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。
(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

疑義を避けるため、本項は、本要項第 2 項(b)および本要項第 2 項(f)の規定に服するものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（b）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第10項に従い直ちに本社債

権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表しもしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとの通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行われる）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 1,000 ブラジルレアルの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

（a）承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるペイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）

の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち 1 つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

(i) 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

(ii) 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない本社債の償還時に支払われる金額および発生したが未払の利息をいう。

(b) ペイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ペイルイン・損失吸収権限」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する 2014 年 5 月 15 日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令 2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに關するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件（2015 年 8 月 20 日付政令 2015-1024 (*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*)（その後の改正を含み、以下「2015 年 8 月 20 日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則（EU）1093/2010 を改正する、2014 年 7 月 15 日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則（EU）806/2014（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）を含む。）またはその他のフランス法（それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。）に基づき随時存在する権限であって、破綻処理後のペイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の債務が減額（一部または全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるものをいう。

「規制対象企業」とは、2015 年 8 月 20 日付政令により改正されたフランス通貨金融法典 L. 613-34 条の第 1 項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ペイルイン・損失吸収権限を行使することができるかもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第 18 条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額（一部または全部）、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って、本社債権者に対し、かかるペイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ペイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、上記(a)および(b)に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者（本社債の実質的保有者を含むものとする。）は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合）、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

（g）比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がペイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ペイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

（h）完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

（1）フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（平成 30 年 11 月 12 日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。)の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第 238-0 条 A に定められた意味における非協調的な国または属領 (*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払がフランス国外における非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。2018 年 3 月 28 日にフランス政府により公表された法案が原案のまま採択された場合、(i) フランス一般租税法第 238-0 条 A に定義された非協調国のリストが拡大され、2017 年 12 月 5 日に採択された欧州連合理事会による決定（その後の

改正を含む。)の別紙1に規定されるリスト(以下「EUリスト」という。)に記載された国および法域が含まれることになり、その結果、(ii)この源泉徴収の規制が、EUリストに含まれる特定の国および法域に対して適用される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に設立された金融機関に開設された口座へ支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。2018年3月28日にフランス政府により公表された上記の法案が原案のまま採択された場合、この規制はEUリストに含まれる特定の国および法域に対して適用される。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第109条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第119条の2第2項に基づき、(i)税務上のフランス居住者ではない個人の利益となる支払の場合は12.8パーセント、(ii)税務上のフランス居住者ではない法人の利益となる支払の場合は30パーセント(2020年1月1日に開始する会計年度から適用されるフランス一般租税法第219-I条に記載される一般法人所得税率に合わせて調整される。)または(iii)フランス国外における非協調国においてなされる支払の場合は75パーセント(ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。)の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第125条AIIIに定められる75パーセントの源泉徴収税の規定およびフランス一般租税法第238条Aに定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている(以下「本例外」という。)。フランスの税務公報(*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70 および 80 ならびに BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 no. 10)に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行について本例外が適用される。

- (i) フランス通貨金融法典L.411-1条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランス共和国もしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合(ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実

行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。

- (iii) その発行時において、フランス通貨金融法典 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。））。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A I に従い、税務上のフランスの居住者 (*domiciliés fiscalement*) である個人が受け取る利息および類似の収入には 12.8 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金およびその他関連する拠出金）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 17.2 パーセントの源泉徴収税として課される。

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率が適用される（租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6）。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15 パーセント（2037 年 12 月 31 日までは 15.315 パーセント）の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租

税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項)。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

2014 年 7 月 2 日に、BRRD が施行された。

フランスにおける BRRD の施行は、2 つの主な法律において行われた。まず、銀行業務の分離および規制に関する 2013 年 7 月 26 日付銀行法 (*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*) (2014 年 2 月 20 日付政令 (*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*) による改正を含む。) (以下「銀行法」という。) が BRRD の施行を前提として制定された。次に、金融関連の事項についてフランス法を EU 法に合致させるため、2015 年 8 月 20 日付政令により、銀行法を改正および補完する個々の規定が導入された。BRRD に含まれる規定の多くは、銀行法に含まれる規定と既に実質的に同じであった。フランスにおいて BRRD の大部分を施行するため、(i)再生計画、(ii)破綻処理計画および(iii)金融機関またはグループの破綻処理の実現可能性の評価基準に関する 2015 年 8 月 20 日付政令の規定を施行するための 2015 年 9 月 17 日付法令 2015-1160 および 2015 年 9 月 11 日付の 3 つの指令 (*décret et arrêtés*) が、2015 年 9 月 20 日付で公表された。

BRRD およびそれを施行する規定が金融機関(発行会社を含む。)に与える影響は現時点では明らかではないが、その現在および将来における施行および発行会社への適用、またはそれに基づく措置は、発行会社の事業活動および財政状態ならびに本社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRD の目的は、金融危機に早期に対処するための一般的な手法および権限を破綻当局に付与することにより、財務の安定を確保し、(最終手段として利用されるべき)銀行のバイルアウトに際して納税者が負うことになる負担または損失を最小限にとどめることである。BRRD において当局(フランスにおいては、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*) (以下「ACPR」という。)または単一破綻処理委員会 (以下「SRB」という。) のいずれかとなる。)に付与される権限は、以下の 3 つのカテゴリー、すなわち(i)潜在的な問題のリスクを最小限にとどめるための準備段階および計画(準備および回避)、(ii)初期段階の問題の場合における、破綻を回避するために早い段階で会社の状況悪化を阻止

する権限（早期介入）ならびに(iii)会社の破綻による公益に関する懸念が示された場合における、会社の重要な機能を維持し、納税者の損失を可能な限り抑えながら、秩序立ててその会社を再編または解散するための明確な手法、に分類される。

さらに、単一破綻処理メカニズム規則により、破綻処理の集権化が確立され、SRB および各国の破綻処理当局に権限が委託された。

BRRD に基づき、破綻処理当局は、金融機関が実質的な破綻状態に陥ったとみなされる場合において、以下のすべてに該当するときは、当該金融機関に対し、破綻処理手続を開始し、破綻処理の手法および権限を行使することができる。

(a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性がある場合（詳細については、下記(w)ないし(z)を参照のこと。）。

(b) 私的な措置により破綻を回避できる合理的な見込みがない場合。

(c) 資本性証券に関連する場合を除き、破綻処理措置が必要かつ公益に適う場合。

「実質的な破綻状態」とは、以下のいずれかの状況をいう。

(i) 破綻処理措置が取られる前に破綻処理の条件が満たされているものと決定されたとき。

(ii) 資本性証券に関して破綻処理権限が行使されない限り、金融機関またはグループが破綻すると関係当局が決定したとき。

(iii) 金融機関が臨時の公的な資金援助を必要としているとき。

金融機関は、(w)継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、(x)資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、(y)期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または(z)一定の限定的な状況を除き、臨時の公的な資金援助を必要としている場合において、破綻に陥っているかまたは陥る可能性があるものとみなされる。

現在、BRRD には、以下に記載する 4 つの破綻処理手法および権限が規定されている。

(i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、株主の同意またはその他適用される手続的要件に従うことなしに、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。

(ii) 承継金融機関 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継銀行」（かかる事業の全部または一部を転売目的で保有する公の支配下にある企業）に譲渡することができる。

(iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を長期的に管理および処理させるために、かかる資産を資産運用会社に譲渡することができる。

(iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の債権額を減額する権限および破綻金融機関の無担保債務（本社債を含む。）を株式（かかる株式は、本号に定める手法（以下「一般的ベイルイン・ツール」という。）の適用による将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る。）に転換する権限を付与する。

また、2015 年 8 月 20 日付政令により改正されたフランス通貨金融法典は、一般的ペイルイン・ツールが適用される例外的な状況であっても、(a)合理的な期間内に債務のペイルインを行うことができない場合、(b)破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な業務を継続するために、一般的ペイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、(c)欧州連合の加盟国（以下「加盟国」という。）の経済に深刻な混乱を引き起こし得る金融市場インフラを含む金融市場の深刻な機能不全につながる悪影響の拡大を防ぐために、一般的ペイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、または(d)一般的ペイルイン・ツールを適用することによって価値の破壊が起こり、一般的ペイルイン・ツールを適用しない場合よりも他の債権者の負担する損失が増大する場合には、関連破綻処理当局が、減額または株式転換に関する権限の適用から一定の債務を除外または一部除外することができる旨を規定している。したがって、関連破綻処理当局が一定の適格債務の除外または一部除外を決定した場合、かかる除外がなされなかった場合に他の適格債務（場合により本社債権者に支払われるべき債務を含む。）に適用される減額または株式転換の水準が、かかる除外を考慮して引き上げられる可能性がある。その結果、かかる債務により吸収されるはずだった損失が他の債権者に完全に移転されない場合、フランスの預金保証・破綻処理基金 (*Fonds de garantie des dépôts et de résolution*) または加盟国によるその他の類似の機関は、(i)適格債務により吸収されなかった損失を補填し、破綻処理中の金融機関の純資産価値をゼロまで回復するため、または(ii)破綻処理中の金融機関の株式もしくはその他の持分証券または資本性証券を購入することで資本の再構成を行うため、出資額が当該金融機関の総負債の 5 パーセントを超えないという要件を含む一定の制限の下で、破綻処理中の金融機関に出資することができる。損失が残った場合は、最後の手段として、追加的金融安定手法を通じた特別の公的な資金援助を行う。かかる特別の資金援助は、加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。BRRD に規定された権限は、発行会社を含む金融機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。とりわけ、本社債は、一般的ペイルイン・ツールの適用（償還期限の変更といった本社債の条件の修正を含む。）を受けて減額（ゼロとなる場合を含む。）または株式転換の対象となることがあり、本社債権者はその投資の一部または全額を失う結果となる可能性がある。したがって、発行会社に適用される BRRD またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在 BRRD に規定されている権限およびフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関および大規模な投資会社（資本要求指令 4 により 730,000 ユーロの当初資本金を有することを義務づけられているもの。）の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼすことが見込まれる。銀行同盟に参加する加盟国（フランスを含む。）にとって、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）は、利用可能な措置の範囲を完全に一致させているが、加盟国は、BRRD に規定される破綻処理の目的および原則に準拠する限りにおいて、国家レベルで危機に対応するための追加的措置を導入する権限が認められている。

SRB は、ACPR との間で特に破綻処理計画の詳細化について緊密に連携しており、単一破綻処理基金への国からの出資の拠出の条件が 2016 年 1 月 1 日までに満たされたため、同日から全面的な破綻処理権限を承継した。BRRD および BRRD を施行するフランス法の規定の発行会社への全般的な影響を評価することはまだ不可能であり、その施行または現在企図されている措置が本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に悪影響を及ぼさない保証はない。

2014 年 11 月以降、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、ユーロ圏加盟国の重要な金融機関の健全性の監督を引き受けてきた。さらに、ユーロ圏内の銀行の破綻処理を確実に一致されたものとするため、SRM が導入された。上記のとおり、SRM は SRB により運営される。単一破綻処理メカニズム規則の第 5(1)条に基づき、SRM は、ECB による直接の監督対象である銀行に対する、BRRD に基づき加盟国の破綻処理当局に与えられた責任および権限を付与されている。かかる権限を行使する SRB の能力は、2016 年初めから有効となった。

発行会社は、SSM 規則の第 49(1)条の目的において重要監督対象法人に指定されており、これにより、SSM の関連では ECB の直接の監督下にある。これは、発行会社が、2015 年に施行された SRM の対象でもあることを意味している。単一破綻処理メカニズム規則は、BRRD と同内容であり、SRB に各国の関連破綻処理当局が利用可能なものと同等の権限が認められるよう、その大部分において BRRD を参照している。

さらに、破綻処理の枠組の導入により、破綻処理の枠組の対象となる金融商品の流動性は、金融市場におけるストレスの状態または状況に対して脆弱となる可能性がある。投資家は、発行会社の有価証券に投資を行うことによる集中リスクについて、金融部門レベルでも評価されるべきことに留意すべきである。すなわち、投資家は、保有する発行会社の有価証券についてのみ考慮するのではなく、当該投資家が保有するペイラインの枠組の対象となる金融機関により発行されたすべての有価証券についても考慮すべきである。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第 1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2017 年度）（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

平成 30 年 6 月 29 日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2018 年度中）（自 平成 30 年 1 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）

平成 30 年 9 月 28 日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成 30 年 7 月 27 日に関東財務局長に提出

第 2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成 30 年 11 月 12 日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第 3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成30年3月14日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成30年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。
（平成29年2月23日の募集）
券面総額または振替社債の総額：506億円

2018 年度第 3 四半期 決算報告書

プレスリリース

2018 年 10 月 30 日、パリ発

欧州の経済成長と市場動向が相反するなかでグループの事業成長が持続

融資残高：前年同期比 **+4.2%**

事業部門の営業収益は増収*

事業部門営業収益：前年同期比 **+0.8%****

成長を遂げる専門的金融業務の費用が増加、

国内リテールバンキング支店網およびホールセールバンキング事業の費用は減少

事業部門営業費用：前年同期比 **+1.4%****

リスク費用は依然として低水準

34 bp***

株主帰属純利益は増益

株主帰属純利益：21 億 2400 万ユーロ（前年同期比 **+4.0%**）

極めて盤石なバランスシート

エクイティ TIER 1 比率****：11.7%（2018 年 6 月末比 **+0.2 pt**）

事業成長

純利益は増益

* 国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセールバンキング事業；** 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く；*** リスク費用÷期首顧客向け融資残高（年率換算後のペーシスポイント）；**** 2018 年 9 月 30 日現在、資本要求指令 4（CRD4）全面適用の比率

純利益は増益	2
リテールバンキングおよびサービス事業	5
国内市場部門	5
国際金融サービス部門	10
ホールセールバンキング事業 (CIB)	15
コーポレート・センター	17
財務構造	18
連結損益計算書	19
2018年度第3四半期 - コア事業別業績	20
2018年1－9月期 - コア事業別業績	21
連結四半期業績の推移	22
連結貸借対照表 — 2018年9月30日現在	31
代替的な業績指標 (ALTERNATIVE PERFORMANCE MEASURES: APM)	
フランス金融市場庁 (AMF) の一般規則第223-1条にもとづく開示	32

本プレスリリースに含まれる数値は、未監査の数値です。2018年度に関わる財務諸表は、国際財務報告基準 (IFRS) の改訂基準である IFRS 第9号「金融商品」に基づき作成されていますが、過年度の数値については、同基準が認めるように、当グループは修正再表示を行わないことにしました。

本プレスリリースには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレスリリースに含まれるいかなる予測的な記述も本プレスリリース発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。これに関連して、「監督上の検証・評価プロセス (Supervisory Review and Evaluation Process: SREP)」は欧州中央銀行 (ECB) により毎年実施されますが、BNP パリバ・グループが満たすべき所要資本比率は毎年修正される可能性があることに留意が必要です。

本プレスリリースに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレスリリースあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレスリリースやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

表中および分析において掲載された数値は四捨五入のため、内訳の合計と総数に若干の差異が生じる場合があります。

2018 年 10 月 29 日に BNP パリバの取締役会が開催され、ジャン・ルミエール会長が議長を務めるなか、当グループの 2018 年度第 3 四半期の業績が検討されました。

純利益は増益

欧州の経済成長に対し、金利を始めとする資本市場の低迷という、相反する環境にあつて、BNP パリバは当四半期も事業成長を遂げました。

営業収益は当四半期に 103 億 5200 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.4%の減収でした。なお、前年同期の営業収益には一時項目として、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（Own Credit Adjustment : OCA）およびデリバティブに関わる債務評価調整額（Debt Value Adjustment : DVA）が合計で +2100 万ユーロ含まれていました。

事業部門の営業収益は、当四半期に前年同期比 0.3%の増収となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.8%）。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、長引く低金利環境のマイナス影響を、順調な事業開発（とりわけ専門的金融業務）の増収効果で一部補いましたが、全体として 1.1%の小幅減収でした。国際金融サービス部門では、不利な為替の影響²にも関わらず、前年同期比 4.3%の大幅増収を果たしました。一方、ホールセールバンキング事業（CIB）では、欧州の市場環境が依然として活気を欠いたことから、前年同期比 3.5%の減収となりました。

営業費用は、当グループ全体で 72 億 7700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.0%増加しました。なお当四半期の営業費用には、一時項目として、事業改編費用および買収に関わる事業再編費用³が、合計で 2 億 6700 万ユーロ含まれていました（前年同期は 2 億 2200 万ユーロ）。

事業部門全体では、営業費用は当四半期に前年同期比 2.1%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+1.4%）。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、専門的金融業務の事業開発がコスト増要因となった一方で、国内リテールバンキング支店網（フランス、ベルギー、イタリア、ルクセンブルク）の合理化でコスト節減を果たしたことから、全体では 0.2%の増加に留まりました。国際金融サービス部門では、事業の成長に伴い前年同期比 6.1%増加しました。一方 CIB では、コスト節減策が奏功し、前年同期比 0.7%減少しました。

これらを受けて、当グループの営業総利益は 30 億 7500 万ユーロとなり、前年同期と比べて 5.7%減少しました。なお事業部門だけをみると、前年同期比 3.1%の減少でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.3%）。

リスク費用は、当四半期に 6 億 8600 万ユーロで（前年同期は 6 億 6800 万ユーロ）、前年同期と比べて 2.7%増加しましたが、依然として低水準に留まり顧客向け融資残高の 34bp 相当でした。これにはとりわけ、ローンオリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境、および、イタリアで引き続き貸付ポートフォリオの質が改善していることが反映されています。

当四半期の営業利益は、グループ全体で 23 億 8900 万ユーロとなり（前年同期は 25 億 9300 万ユーロ）、前年同期と比べて 7.9%減少しました。なお事業部門だけをみると、営業利益は前年同期比 5.0%減少しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-2.7%）。

営業外項目は当四半期に 4 億 2700 万ユーロの利益となりました（前年同期は 3 億 8000 万ユーロの利益）。当四半期の営業外項目に反映されている主なものとして、ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%の持株を売却したことによる、一過性の譲渡益 2 億 8600 万ユーロが挙げられます。なお前年同期の営業外項目には、SBI Life の新規株式公開に伴う一過性の譲渡益が 3 億 2600 万ユーロ計上された一方で、トルコの TEB に関わるのれんの全額減損処理で 1 億 7200 万ユーロのマイナス要因も反映されていました。

¹ 国内市場部門のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+7.0%

³ 特に LaSer、BGZ 銀行、DAB バンク、および General Electric LLD が影響

これらを受けて、当四半期の税引前利益はグループ全体で 28 億 1600 万ユーロとなり（前年同期は 29 億 7300 万ユーロ）、前年同期から 5.3%減少しました。なお事業部門だけをとると、前年同期比 11.5%の減益となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-2.9%）。

当四半期の法人税は、以下の要因の恩恵を受けて減少しました：ファースト・ハワイアン・バンクに対する持株 30.3%の売却による譲渡益には、長期キャピタルゲインに関わる軽減税率が適用されました；ベルギーおよび米国で法人減税が実施されました。以上から、当四半期の株主帰属純利益は 21 億 2400 万ユーロとなり、前年同期の 20 億 4300 万ユーロと比べて 4.0%の増益を果たしました。なお、一時項目¹を除くと前年同期から横ばいでした。

2018 年 9 月末現在、バーゼル 3 全面適用のエクイティ Tier 1 比率²は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下、「IFRS 9」）を考慮後で 11.7%となりました（2018 年 6 月末比+25bp）。また、バーゼル 3 全面適用のレバレッジ比率³は 4.0%となり、流動性カバレッジ比率は 2018 年 9 月末現在で 110%でした。さらに、当グループの即時利用可能な余剰資金は 3080 億ユーロに上りましたが、これは短期資金調達との関係で 1 年超の余裕資金があることを意味します。

1 株当たり純資産額は 2018 年 9 月末現在で 73.3 ユーロとなり、2008 年 12 月末からの年平均成長率（CAGR）は 5.0%に相当します。これは当グループが、景気局面を通して継続的に企業価値を創造する能力を有していることを証明しています。なお、前四半期末には 1 株当たり 3.02 ユーロの現金配当を実施済みであることは特筆に値します。

当グループは、2020 年度事業改編計画を積極的に実施しています。同計画は、新たなカスタマーエクスペリエンス、デジタル変革、業務効率化などを目指す意欲的なプログラムです（当四半期のコスト節減額は 1 億 7300 万ユーロに上り、また、2017 年初の計画始動からの累計で 10 億 3000 万ユーロのコスト節減を達成）。さらにグループは、引き続き内部統制およびコンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。

BNP パリバ・グループは、社会への関与に関わる意欲的な方針を実施中です。そこでは倫理的責任、社会・環境イノベーション、および低炭素経済を目指して、重要な活動を推進しています。

*
* *

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は 323 億 5600 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.8%の減収でした。なお、前年同期の営業収益には、一時項目として、新韓金融持株会社およびユーロネクスト株の売却による譲渡益が合計で+2 億 3300 万ユーロ含まれていたことに加え、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（Own Credit Adjustment : OCA）およびデリバティブに関わる債務評価調整額（Debt Value Adjustment : DVA）が合計で-1 億 8600 万ユーロ含まれていました。

事業部門全体の営業収益は、不利な為替の影響を反映して、前年同期から横ばいでした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.3%）。これを部門別にみると、国内市場部門⁴では、低金利環境によるマイナス影響を、順調な事業開発による増収効果が一部補ったものの、前年同期比 0.3%減少しました。国際金融サービス部門では、不利な為替の影響にも関わらず、前年同期比 5.6%の増収を果たしました⁵。一方 CIB では、欧州市場が前年同期と比べて活気を欠いた影響から、高水準であった前年同期の営業収益と比べて 6.9%の減収となりました（なお為替の影響を排除し、また 2017 年度第 2 四半期に計上された譲渡益の影響を除くと、減収幅は 4.0%に縮小）。

グループの営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 229 億 500 万ユーロに上り、前年同期と比べて 2.6%増加しました。当第 3 四半期累計期間の営業費用には、一時項目として、事業改編費用および買収に関わる事業再編費用⁶が合計で 7 億 5300 万ユーロ含まれていました（前年同期は 5 億 100 万ユーロ）。これらの一時項目を除くと、当第 3 四半期累計期間の営業費用の増加幅は 1.5%へと縮小します。

¹ 一時項目による税引後ベースの影響：2018 年度第 3 四半期は+7800 万ユーロ；2017 年度第 3 四半期は-200 万ユーロ

² 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮した比率

³ 2019 年に完全施行される CRD4 規則を経過措置無しで全て考慮し、また 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率

⁴ 国内市場部門のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

⁵ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+7.4%

⁶ 特に LaSer、BGZ 銀行、DAB バンク、および General Electric LLD が影響

事業部門全体の営業費用は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 1.9%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+2.0%）。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、専門的金融業務の事業開発がコスト増要因となった一方で、国内リテールバンキング支店網の合理化でコスト節減を果たしたことから、全体では 1.7%の増加に留まりました。国際金融サービス部門では、事業の成長に伴い営業費用は 5.7%増加しました。一方 CIB では、コスト節減策が奏功し、当第 3 四半期累計期間に 2.3%の減少を果たしました。

これらを受けて、グループの当第 3 四半期累計期間の営業総利益は 94 億 5100 万ユーロとなり、前年同期比 8.3%減少しました。なお事業部門だけをみると、3.8%の減少に留まります（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-3.1%）。

リスク費用は当第 3 四半期累計期間に 18 億 6800 万ユーロとなり（前年同期は 19 億 2200 万ユーロ）、顧客向け融資残高の 32bp 相当でした。このような低水準にはとりわけ、ローンオリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境、および、イタリアで貸付ポートフォリオの質の改善が進んでいることが反映されています。

グループの営業利益は当第 3 四半期累計期間に 75 億 8300 万ユーロとなり（前年同期は 83 億 8400 万ユーロ）、前年同期と比べて 9.6%減少しました。なお事業部門だけをみると、減少幅は 5.0%へと縮小します（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-5.1%）。

営業外項目は、当第 3 四半期累計期間に 9 億 4200 万ユーロの利益となりました（前年同期は 8 億 400 万ユーロの利益）。当第 3 四半期累計期間の営業外項目には、建物の売却による譲渡益 1 億 100 万ユーロに加え、ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%の持株を売却したことによる譲渡益 2 億 8600 万ユーロが、いずれも一時項目として含まれていました。なお前年同期には、SBI Life の新規株式公開に伴う売出しで 3 億 2600 万ユーロのキャピタルゲインを実現した一方で、TEB ののれんの全額減損処理によって 1 億 7200 万ユーロの損失が計上されました。

当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 85 億 2500 万ユーロとなり（前年同期は 91 億 8800 万ユーロ）、前年同期と比べて 7.2%の減益となりました。なお事業部門だけをみると、減益幅は 7.6%となります（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-5.2%）。

当第 3 四半期累計期間の税率は平均で 25.5%となりました。これには、ベルギーおよび米国で法人減税が実施されたことに加え、ファースト・ハワイアン・バンクに対する持株 30.3%の売却による譲渡益に長期キャピタルゲインに関わる軽減税率が適用されたことにより、合計で 2 ポイントの税率の軽減効果がありました。

以上から、当第 3 四半期累計期間の株主帰属純利益は 60 億 8400 万ユーロとなり、前年同期と比べて 3.9%の減益でしたが、一時項目の影響²を除くと、減益幅は 2.8%に縮小します。

これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の自己資本利益率（ROE）は、一時項目を除くベースで 9.5%となりました。有形自己資本利益率（ROTE）は、一時項目を除くベースで 11.0%でした。

*
* *

¹ 国内市場部門のプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

² 一時項目による税引後ベースの影響：2018 年度第 3 四半期累計期間は-1 億 6900 万ユーロ；2017 年度第 3 四半期累計期間は-9700 万ユーロ

リテールバンキングおよびサービス事業

国内市場部門

国内市場部門の営業活動には拍車がかかり、融資残高は当四半期に前年同期比 **4.7%**増加しました。とりわけ、リテールバンキング業務および専門的金融業務（アルバル、リーシング・ソリューションズ）の両方で貸出が順調に伸びました。預金残高は、全ての国において伸びを示し、前年同期比 **4.7%**増加しました。プライベート・バンキング業務では、運用資産残高が **2017 年 9 月末**の水準と比べて **1.3%**増加しました。

国内市場部門は、引き続き新たなカスタマーエクスペリエンスを開発するとともに、デジタル変革を推し進めました。その結果 **Hello bank!** の顧客数は当四半期末に **300 万人**が目前に迫り（**2017 年 9 月末から 13.7%**増加）、またフランスでは顧客の獲得による純増が順調に進み、顧客数は **40 万人**の閾値を超えるに至りました。国内市場部門は、個人顧客のモバイルサービスの利用を加速させるとともに、利用可能なモバイルアプリの機能を強化しました。例えば、イタリアでは送金の安全性を確保するために顔認識機能をオプションとして追加し、またフランスではあらゆる送金方法を可能にすることを検討中です。国内市場部門は法人顧客向けデジタルサービスの開発にも力を入れており、その成果として、例えばフランスでは既に法人顧客の **70%超**が **Ma Banque Entreprise** のデジタルサービスを利用していることが挙げられます。国内市場部門は、提供するサービスを新たな銀行の業務形態に適応させるべく継続して取り組んでいます。その意味で、当部門が開発した、モバイル総合決済ソリューションである **LyfPay** は、**2017 年 5 月**の導入以来、ダウンロード数は既に **100 万回**を超えています。さらに、国内市場部門は、顧客サービスの質を高めコストを削減するために、国内支店網の合理化と適正規模化を実施中であり、これにより **2018 年末**までに、フランス国リテールバンキングの支店網において地域レベルの管理層を廃止する予定です。

営業収益¹は当四半期に **38 億 7400 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **1.1%**の小幅減収でした。これには低金利環境が影響しており、事業の拡大や専門的金融業務の成長による増収効果がこれを補うに足りませんでした。

営業費用¹は、当四半期に **26 億 500 万ユーロ**で前年同期比 **0.2%**増加しました。専門的金融業務の事業開発による費用の増加傾向を、リテールバンキング支店網の合理化によって平均で **1.3%**のコスト削減を達成したことで、ほぼ打ち消した格好となりました。

営業総利益¹は当四半期に **12 億 6900 万ユーロ**となり、前年同期比 **3.8%**減少しました。

リスク費用¹は前年同期と比べて **19.4%**減少しましたが、とりわけ **BNL bc**での継続的な減少が貢献しました。

以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1**をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益²は当四半期に **9 億 5600 万ユーロ**となり、前年同期比 **1.4%**の減益でした。これにより、低金利環境にありながらそのマイナス影響を、事業活動を高めて補うことで、全体的な粘り強さを証明したといえます。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は **117 億 8100 万ユーロ**で前年同期比 **0.3%**の減収でした。これには低金利環境が影響しており、それを営業活動の活発化や専門的金融業務の成長による増収効果がほぼ打ち消した格好となりました。営業費用¹は当第 3 四半期累計期間に **81 億 400 万ユーロ**となり、前年同期比 **1.7%**増加しました（税金および **IFRIC 21**にもとづく拠出金の影響を除くと**+1.4%**）。専門的金融業務の事業開発による費用の増加傾向を、リテールバンキング支店網の合理化によって平均で **0.7%**³のコスト削減を達成したことで、費用の増加を一部打ち消しました。

¹ フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの **100%**を含む

² PEL/CEL の影響を除く：2018 年度第 3 四半期は**+400 万ユーロ**；2017 年度第 3 四半期は**+700 万ユーロ**

³ 税金および **IFRIC 21**にもとづく拠出金の影響を除く

営業総利益¹は、当第3四半期累計期間に前年同期比4.6%減少して36億7700万ユーロとなりました。リスク費用は前年同期比26.4%減少しましたが、とりわけBNL bcでの継続的な減少が貢献しました。以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益²は当第3四半期累計期間に27億4600万ユーロに上り、前年同期と比べて0.6%の増益を果たしました。

フランス国内リテールバンキング（FRB）

フランス国内リテールバンキング（FRB）は、フランスの経済成長を背景に当四半期も積極的に事業活動を展開しました。融資残高は、個人および法人顧客向けの貸付が引き続き伸びたことから、前年同期と比べて4.4%増加しました。住宅ローンでは、借入れ条件の再交渉や繰り上げ返済が2017年6月以来急速に減少してきましたが、当四半期もこの傾向が確認されました。預金残高は、当座預金の高い伸びが牽引し、前年同期比4.8%増加しました。また生命保険業務が当四半期に好業績を上げ、保有契約高は2017年9月末と比べて3.6%増加しました。

BNPパリバ・カードィフとMatmutの業務提携の一環として、今年の5月に発売された新たな損害保険は成功を収めており、2018年9月末現在で成約件数が既に75,000件に上っています。目標は、かかる損害保険の契約件数を3倍にするとともに、顧客浸透率を2020年まで8%から12%へと高めることです。

営業収益³は当四半期に15億7100万ユーロとなり、前年同期と比べて0.8%の減収でした。純利息収入³は、借入れ条件の再交渉や繰り上げ返済の水準が徐々に正常化し改善傾向が続いたことから、前年同期と比べてほぼ横ばいとなりました。手数料収入³は、特に金融手数料の落ち込みを受けて前年同期比1.8%減少しました。

営業費用³は、当四半期に11億6800万ユーロで前年同期比1.3%減少したことから正のジョーズ効果を生み出しましたが、これにはコスト節減策が奏功しました（リテールバンキング支店網の規模の適正化および管理体制の合理化）。

これらを受けて、当四半期の営業総利益³は4億300万ユーロに上り、前年同期と比べて0.3%の増加を果たしました。

リスク費用³は、特定の貸付債権の影響で、前年同期の6500万ユーロから当四半期は9000万ユーロへと増加しました。それでも当四半期のリスク費用は低水準に留まり、顧客向け融資残高の20bp相当でした。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益⁴は当四半期に2億7600万ユーロとなり、前年同期比8.5%の減益でした。

2018年度第3四半期累計期間（1-9月）において、営業収益³は47億5800万ユーロとなり、前年同期と比べて1.1%の減収でした。純利息収入³は、借入れ条件の再交渉や繰り上げ返済違約金の効果が前年同期の高水準から減少したため、融資残高の伸びにも関わらず、当第3四半期累計期間は嵩上げされていた前年同期と比べて1.2%減少しました。手数料収入³は前年同期比0.9%減少しました。営業費用³はコスト節減策が奏功し、当第3四半期累計期間は34億6100万ユーロとなりました。営業費用は、前年同期との比較で0.6%減少しましたが、税金およびIFRIC 21にもとづく拠出金の影響を除くと、前年同期比1.0%の減少を果たしました。これらを受けて、営業総利益³は当第3四半期累計期間に12億9700万ユーロとなり、前年同期と比べて2.4%減少しました。リスク費用³は、前年同期の2億2400万ユーロから減少して2億300万ユーロとなり、顧客向け融資残高の15bp相当でした。

¹ フランス（PEL/CELの影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む

² PEL/CELの影響を除く：2018年度第3四半期累計期間は+500万ユーロ；2017年度第3四半期累計期間は+600万ユーロ

³ フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

⁴ PEL/CELの影響を除く：2018年度第3四半期は+400万ユーロ；2017年度第3四半期は+700万ユーロ

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRB の税引前利益¹は当第 3 四半期累計期間に 9 億 7900 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.3%の増益を果たしました。

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) の融資残高は、当四半期に前年同期と比べて 2.1%増加しました。預金残高は、当座預金の急増を受けて当四半期に 2.7%増加しました。生命保険の保有契約高は 2017 年 9 月末の水準から 9.7%増加し、同様にミューチュアルファンドの残高は 1.4%増加しました。

BNL bc はまた、新たなデジタル技術の利用法を引き続き開発した結果、アルバルおよび Telepass（イタリアの有料道路自動料金収受システムの運営会社）との協働で、中小企業および個人向けに、サービスをセットにした商品の提供を開始しました。これは銀行口座に、有料道路料金やレンタカー料金の支払いだけでなく、モビリティに関する様々なサービスを組み合わせることができる商品です。

営業収益²は、当四半期に前年同期から 8.3%減少して 6 億 6000 万ユーロとなりました。純利息収入²は、長引く低金利環境の影響、より優良なリスクプロファイルを伴う顧客へのシフト、および、当四半期に発生した一過性のマイナス要因から、前年同期比 12.2%減少しました。手数料収入²は、金融手数料の減少を受けて前年同期比 1.6%の減収となりました。

営業費用²は、コスト節減策が奏功し当四半期に 4 億 3900 万ユーロとなり、前年同期比 1.5%減少しました。

これらを受けて、営業総利益²は当四半期に 2 億 2100 万ユーロとなり、前年同期から 19.5%減少しました。

リスク費用²は、貸付ポートフォリオの質の改善を受けて当四半期も減少を続け（前年同期から 7200 万ユーロ減少）、顧客向け融資残高の 67bp 相当となりました。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当四半期に 8000 万ユーロに上りました。これは前年同期と比べて 1700 万ユーロの増益であり、BNL bc の収益性が徐々に回復していることが確認されました。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益²は前年同期比 4.8%減少して 20 億 7000 万ユーロとなりました。純利息収入²は、長引く低金利環境の影響、およびより優良なリスクプロファイルを伴う顧客へのシフトから、前年同期比 7.7%減少しました。一方、手数料収入²は前年同期から安定推移しました。営業費用²は、当第 3 四半期累計期間に 13 億 5700 万ユーロとなり前年同期比 1.0%増加しましたが、税金および IFRIC 21 にもとづく拠出金の影響、および、イタリアの破綻処理基金への追加拠出金³を除くと、前年同期から 0.1%減少しました。これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の営業総利益²は 7 億 1300 万ユーロとなり、前年同期から 14.2%減少しました。リスク費用²は、当第 3 四半期累計期間に顧客向け融資残高の 73bp 相当となり、引き続き減少しました（前年同期と比べて 2 億 2500 万ユーロ減少）。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 2 億 5100 万ユーロとなり、前年同期（1 億 4600 万ユーロ）と比べて 1.7 倍を上回る水準を達成しました。

¹ PEL/CEL の影響を除く：2018 年度第 3 四半期累計期間は+500 万ユーロ；2017 年度第 3 四半期累計期間は+600 万ユーロ

² イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む

³ 1100 万ユーロを 2018 年度第 2 四半期に拠出

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、引き続き積極的な事業活動を展開しました。融資残高は、法人向け貸出の急増に加え住宅ローンも伸びたことから、前年同期比 **4.6%**増加しました。預金残高は、当座預金および普通預金の伸びに支えられて、前年同期比 **3.8%**増加しました。

BRB はまた、引き続きデジタルサービスの開発で成果を上げました。Easy Banking のモバイルアプリは、継続的にフィーチャーを強化した効果によって、ユーザー数が 2017 年 9 月末の水準から **23%**増加して **140 万人**に達しました。また、Easy Banking Business を利用する企業数は 2017 年 12 月末から **20%**の激増を遂げていますが、これにはとりわけ Easy Banking Business のモバイル版を成功裡に導入したことが契機となりました。

以上にもかかわらず、BRB の営業収益¹ は当四半期に前年同期比 **3.7%**減少して、**8 億 8700 万ユーロ**となりました。純利息収入¹ は、低金利環境の影響で前年同期比 **6.0%**減少しました。一方、手数料収入¹ は、銀行手数料が伸びた半面、販売ネットワークを拡大した独立系代理店への割戻報酬が増加したものの、全体では前年同期比 **3.6%**の増収を果たしました。

営業費用¹ は当四半期に **5 億 6300 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **1.3%**減少しましたが、これにはコスト節減策 (リテールバンキング支店網の規模の適正化、および管理体制の合理化) が奏功しました。

これらを受けて、営業総利益¹ は当四半期に **3 億 2400 万ユーロ**で、前年同期比 **7.6%**減少しました。

当四半期のリスク費用¹ は、貸倒引当金繰入額を戻入益が上回ったことから、純額で **400 万ユーロ**の貸倒引当金戻入益が計上されました。なお前年同期には相殺後で **2300 万ユーロ**の貸倒引当金繰入額が計上されました。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務 (国際金融サービス部門) へ配分した後、BRB の税引前利益は当四半期に **3 億 1700 万ユーロ**となり、前年同期比 **3.6%**の減益でした。

2018 年度第 3 四半期累計期間 (1-9 月)において、営業収益¹ は前年同期比 **1.6%**減少して **27 億 3800 万ユーロ**となりました。純利息収入¹ は、融資残高の増加による増収効果を低金利環境のマイナス影響が上回ったことから、前年同期比 **1.0%**減少しました。手数料収入¹ は、金融手数料の減少に加え、販売ネットワークを拡大した独立系代理店への割戻報酬が増加したことから、前年同期比 **3.2%**減少しました。営業費用¹ は当第 3 四半期累計期間に **19 億 5000 万ユーロ**となり、前年同期比 **0.1%**減少しました。なお、税金および IFRIC 21 にもとづく拠出金の影響を除くと、コスト節減策が奏功し、営業費用は前年同期比 **1.1%**の減少になります。営業総利益¹ は当第 3 四半期累計期間に **7 億 8800 万ユーロ**となり、前年同期から **5.1%**減少しました。リスク費用¹ は当第 3 四半期累計期間にゼロとなりました (前年同期は **5000 万ユーロ**)。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務 (国際金融サービス部門) へ配分した後、BRB の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に **7 億 4100 万ユーロ**となり、前年同期から **1.2%**の減益でした (税金および IFRIC 21 にもとづく拠出金の影響を除くと **0.7%**の増益)。

¹ ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む

その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング）

国内市場部門の専門的金融業務は、以下のように積極的な事業展開を継続しました。アルバルでは、ファイナンスフリートの契約台数が当四半期に 8.0%増加しました。リーシング・ソリューションズでは、ファイナンスリース残高が前年同期比 9.0%¹ 増加しました。個人投資家部門では、旺盛な資金流入を受けて運用資産残高が 2017 年 9 月末の水準から 7.8%増加しました。Nickel では、口座開設数が当四半期に 100 万口座の閾値をクリアし（当四半期中の新規開設は 8 万 9 千口座超）、Nickel の顧客セグメントにおける大いなる成功を確認しました。Nickel の目標は、2020 年までに 200 万口座の開設を達成することです。これを実現するために、Nickel は販売店網の拡大を実施中であり、2020 年までに販売店を 10,000 軒にまで増やす目標を立てています（2018 年 9 月末現在、3,800 軒の街のタバコ屋（buralistes）が取り扱っていますが、これは 2018 年 6 月末の水準から 500 軒の増加を意味します）。

ルクセンブルク国内リテールバンキング（LRB）では、住宅ローンが順調に伸びたことから、融資残高は前年同期比 6.2%増加しました。預金残高は、とりわけ法人顧客セグメントで旺盛な資金流入があったため、前年同期比 12.3%の大幅増となりました。

その他国内市場部門は、引き続きデジタルバンキング・サービスの開発を推し進めた結果、Arval for me で成果を上げました。Arval for me は、個人顧客が車の点検・整備のために、アルバルと契約のある自動車整備工場へアクセスすることができるという、個人向けの初めてのオンラインプラットフォームです。Arval for me の顧客数は、既にイタリアおよびスペインで 7,000 人に上っています。

当四半期において、これら 5 つの業務部門合計の営業収益²は 7 億 5500 万ユーロに上り、全体として前年同期比 9.1%の増収を果たしました。これには事業開発の成果に加え、連結範囲の変更による影響が貢献していました。

営業費用²は、連結範囲の変更および事業開発の成果を反映して、当四半期に 4 億 3500 万ユーロとなり、前年同期比 8.7%増加しました。その結果、0.4 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました。

リスク費用²は前年同期から 1400 万ユーロ増加して、当四半期は 3300 万ユーロとなりました。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら 5 つの業務部門の税引前利益は当四半期に 2 億 8300 万ユーロとなり、前年同期と比べて 2.3%の増益を果たしました。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、これら 5 つの業務部門の営業収益²は、連結範囲の変更および事業開発の成果を反映して 22 億 1500 万ユーロに上り、前年同期比 7.9%の増収となりました。営業費用²は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 12.5%増加して、13 億 3600 万ユーロとなりました。これには連結範囲の変更および事業開発の影響に加え、新たなデジタルサービスの提供開始に関わる費用が負担となりましたが、特にアルバルおよびリーシング・ソリューションズでの増加が影響しました。リスク費用²は前年同期から 3500 万ユーロ増加して、当第 3 四半期累計期間は 9400 万ユーロとなりました。これにはとりわけ、アルバルで会計処理方法の変更に起因して 1400 万ユーロに上る一過性の貸倒引当金繰入額が計上されたことが影響していました。以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら 5 つの業務部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 7 億 7500 万ユーロとなり、前年同期比 7.9%の減益でした。（アルバルにおける一過性の貸倒引当金繰入額の影響を除くと 6.3%の減益）。

*
* *

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む

国際金融サービス部門

国際金融サービス部門では以下のように、活発な事業活動を維持し成長を持続させました。融資残高は当四半期に前年同期比 **4.1%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+7.3%**）。また、貯蓄型商品および保険業務では、運用資産残高が **2017 年 9 月末から 2.4%**増加し、当四半期は **1 兆 660 億ユーロ**に上りました。

国際金融サービス部門は、全ての業務部門において積極的にデジタル変革を推進するとともに、新たなテクノロジーを取り入れました。国際リテールバンキングおよびパーソナル・ファイナンスでは、電子署名サービスの提供を開始しました（その結果、パーソナル・ファイナンスで当四半期に、**110 万件**の契約に電子署名が利用されましたが、これは全成約件数の **48.2%**に相当します）。フランスではオンライン・アンケートを導入したところ、顧客の **8 割超**が、返済補償保険の申込で速やかに承認を得ることができました（**2018 年 9 月末現在**、契約件数は **15 万件**）。ウェルス・マネジメント業務では、生体認証（音声、顔、指紋などによる個人識別）を利用した **My Biopass**を導入し、顧客の識別および取引の検証を可能にしています。国際金融サービス部門は、新たなテクノロジーや革新的な商品の開発を継続しており、既に **120 のロボット**（管理、報告およびデータ処理の自動化）に加え、**17 のチャットボット**が稼働しています。

国際金融サービス部門の営業収益は当四半期に **40 億 9700 万ユーロ**に上り、不利な為替の影響（トルコリラの下落）にも関わらず、前年同期比 **4.3%**の増収を果たしました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、当四半期の営業収益は前年同期比 **7.0%**の増収になりますが、これにはパーソナル・ファイナンス、保険、および国際リテールバンキング¹が貢献しました。

営業費用は当四半期に **24 億 7300 万ユーロ**となり、前年同期比 **6.1%**増加しましたが、これは積極的な事業開発に伴う増加です（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+6.3%**）。

営業総利益は当四半期に **16 億 2400 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **1.6%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+8.2%**）。

リスク費用は **4 億 8600 万ユーロ**で、低水準であった前年同期から **1 億 3400 万ユーロ**増加しました。これにはパーソナル・ファイナンスで融資残高が伸びたことに加え、欧州・地中海沿岸諸国部門でリスク費用が増加したことが影響していました。

その他営業外項目は、当四半期に **1 億 5300 万ユーロ**の利益となりました（前年同期は **3 億 5800 万ユーロ**の利益）。当四半期のその他営業外項目には、ファースト・ハワイアン・バンクに対する **30.3%**の持株を売却したことによる、一過性の譲渡益² **1 億 5100 万ユーロ**が影響していました。なお前年同期のその他営業外項目には、**SBI Life**の新規株式公開に関わる売出しで実現したキャピタルゲイン **3 億 2600 万ユーロ**が含まれていました。

以上から、国際金融サービス部門の税引前利益は当四半期に **14 億 100 万ユーロ**となり、前年同期比 **19.7%**の減益でしたが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、減益幅は **4.4%**へと縮小します。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は、不利な為替の影響にも関わらず、**124 億 3500 万ユーロ**に上り前年同期比 **5.6%**の増収を果たしました。なお連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、営業収益は **7.4%**の増収となりますが、その背景には積極的な事業活動によって全ての業務部門で増収となったことがあります。営業費用は、事業開発を受けて当第 3 四半期累計期間に **76 億 1600 万ユーロ**となり、前年同期比 **5.7%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+6.1%**）。営業総利益は **48 億 1900 万ユーロ**で、前年同期比 **5.5%**増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと**+9.4%**）。当第 3 四半期累計期間のリスク費用は **11 億 7800 万ユーロ**で、貸倒引当金戻入益の影響で低水準であった前年同期から **1 億 8000 万ユーロ**増加しました。その他営業外項目は当第 3 四半期累計期間に **2 億 1100 万ユーロ**の利益となりました（前年同期は **3 億 7900 万ユーロ**の利益）。

¹ 欧州・地中海沿岸諸国およびバンクウエスト

² さらに、コーポレート・センターで **1 億 3500 万ユーロ**の為替差益を計上

当第 3 四半期累計期間のその他営業外項目には、ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%の持株を売却したことによる、一過性の譲渡益¹ 1 億 5100 万ユーロが影響していました。なお前年同期のその他営業外項目には、SBI Life の新規株式公開に関わる売出しで実現したキャピタルゲイン 3 億 2600 万ユーロが含まれていました。以上から、国際金融サービス部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 42 億 900 万ユーロとなり前年同期比 3.7% の減益でしたが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 2.7%の増益に転じます。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンスは、買収した General Motors Europe の金融部門²の統合を推し進めるとともに、当四半期も積極的に事業の内部成長を追求しました。その結果、融資残高は当四半期に前年同期比 13.2%³の増加を果たしましたが、これには欧州景気の回復を受けた借入需要の高まりと新たな提携関係の効果が貢献しました。パーソナル・ファイナンスは当四半期に Uber と業務提携契約を締結し、さらにフランスの Hyundai と業務提携を開始しました。当部門はまた、引き続きデジタルサービスの領域拡大や新たなテクノロジーの採用を継続した結果、既に 89 のロボットが稼働しています（これは 2018 年度第 2 四半期から 19%の増加を意味し、毎月 17 万件に上るタスクをこなしています）。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、融資残高の増加およびより優良なリスクプロファイルを伴う商品へのシフトが奏功し、当四半期に前年同期比 13.5%の増収となり（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+9.9%）、13 億 8700 万ユーロに上りました。とりわけ、イタリア、スペインおよびドイツでの活発な営業活動が、当四半期の増収に貢献しました。

営業費用は、前年同期比 11.1%増加して 6 億 3900 万ユーロとなりました。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、営業費用は事業開発を受けて 4.4%の増加となり、これにより 5.5 ポイントの正のジョーズ効果が生み出されました³。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に 7 億 4800 万ユーロに上り、前年同期と比べて 15.5%の大幅増となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+14.9%）。

リスク費用は、当四半期に 3 億 4500 万ユーロとなり（前年同期は 2 億 7300 万ユーロ）、前年同期から 7200 万ユーロ増加しましたが、これは主に融資残高の増加に起因するものです。なお当四半期のリスク費用は、顧客向け融資残高の 161bp 相当でした。

その他営業外項目は、当四半期はゼロでした（前年同期は 2400 万ユーロの利益）。以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当四半期に 4 億 2400 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.1%の増益となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.2%）。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は前年同期比 13.1%の増収を果たし、41 億 2200 万ユーロに上りました。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、融資残高の増加およびより優良なリスクプロファイルを伴う商品へのシフトが奏功し、前年同期比 9.0%の増収となります。とりわけ、イタリア、スペインおよびドイツでの活発な営業活動が、増収の原動力となりました。営業費用は、当第 3 前年同期比 13.9%増加して、20 億 3600 万ユーロとなりました。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、営業費用は事業開発に伴い前年同期比 6.7%増加しました。これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の営業総利益は 20 億 8600 万ユーロとなり、前年同期比 12.4%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+11.2%）。リスク費用は、当第 3 四半期累計期間に 8 億 8600 万ユーロで（前年同期は 7 億 3800 万ユーロ）、顧客向け融資残高の 142bp 相当となり、低水準に留まりました。以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 12 億 4700 万ユーロに上り、前年同期と比べて 2.3%の増益となりました。

¹ さらに、コーポレート・センターの損益計算書上で 1 億 3500 万ユーロの為替差益を計上

² 買収契約は 2017 年 10 月 31 日に調印

³ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国部門は全体的に好業績を収めました。融資残高は当四半期に前年同期比 7.1%¹ 増加しました。預金残高は、とりわけトルコでの伸びが著しく、当四半期に 12.5%¹ 増加しました。当部門は引き続きデジタルバンキングの開発を推し進めた結果、トルコでは Cepteteb の顧客数が既に 61 万 7 千人に上っており、またポーランドでは BGZ Optima の顧客数が 22 万 1 千人を数えています。当部門は新たなテクノロジーの開発を継続した結果、既に 13 のロボットが各地で稼働しており、また、ポーランド、トルコおよびモロッコにおいて、特定のトレードファイナンス取引や消費者ローンの申請に電子署名を導入しました。

営業収益²は当四半期に 5 億 6200 万ユーロに上り、前年同期と比べて 16.0%¹ の増収となりました。なお全ての地域で増収を果たしましたが、とりわけトルコの伸びが顕著でした。

営業費用²は、事業開発に起因して、当四半期は 3 億 8100 万ユーロで前年同期比 8.2%¹ の増加でした。その結果、大幅な正のジョーズ効果を生み出しました。

リスク費用²は、当四半期に 1 億 500 万ユーロに上りました。また、貸倒引当金戻入益の影響で低水準に留まった前年同期との比較では、当四半期にトルコでの上昇を受けて 4500 万ユーロ増加しました。その結果、当四半期のリスク費用は顧客向け融資残高の 108bp 相当となりました。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に 1 億 1800 万ユーロとなりました。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 5.0% の減益でしたが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含む場合、トルコリラの大幅下落の影響で、前年同期比 25.2% の減益となりました。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益²は、融資残高の増加および利鞘の改善に加え、手数料収入も高水準で推移したことから、17 億 5800 万ユーロに上り前年同期比 13.6%¹ の増収を果たしました。また、営業収益は全ての地域で増収となりました。営業費用²は、事業開発を受けて当第 3 四半期累計期間に 12 億ユーロとなり、前年同期比 6.0%¹ 増加しました。その結果、大幅な正のジョーズ効果を生み出しました。リスク費用²は、当第 3 四半期累計期間に 2 億 3000 万ユーロに上り、貸倒引当金戻入益の影響で低水準に留まった前年同期との比較では 3300 万ユーロ増加するとともに、顧客向け融資残高の 80bp 相当となりました。以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 5 億 800 万ユーロに上りました。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 23.9% の大幅増益となりますが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含む場合、トルコリラの大幅下落の影響で、増益幅は 10.7% へと縮小します。

バンクウエスト

バンクウエストは当四半期も事業活動を拡大しました。預金残高は前年同期比 1.5%¹ 増加しました。融資残高は、個人および法人顧客向け貸出が順調に伸びたことから、前年同期比 0.3%¹ 増加しました（2017 年度第 4 四半期に実施した債権の証券化の影響を除くと、前年同期比+1.1%¹）。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は、2018 年 9 月末現在で 141 億米ドルに上り、2017 年 9 月末の水準と比べて 11.0%¹ 増加しました。当四半期は極めて高水準の資金純流入の恩恵を受けました（7 億米ドル）。

バンクウエストは当四半期にファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3% の持株を売却しました³。その結果、バンクウエストによる保有比率は現在 18.4% へと低下しており、2018 年 8 月 1 日をもってファースト・ハワイアン・バンクを持分法適用会社へと変更しました。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² トルコのプライベート・バンキングの 100%を含む

³ 15.5% の持株を 2018 年 8 月 1 日に売却し、さらに 14.8% を 2018 年 9 月 10 日に売却

バンクウェストは業務のデジタル化を継続した結果、既に口座開設の 30%超がオンラインで行われています。また CIB との協働を通して、当四半期にキャッシュマネジメント業務で 3 つの新商品を開発・導入しました。

営業収益¹は、融資残高の増加を受けて当四半期に 6 億 3400 万ユーロに上り、前年同期比 0.8%²の増収となりました。

営業費用¹は、当四半期に 4 億 5700 万ユーロで前年同期比 3.3%²増加しました。なお非経常項目を除くと、当四半期の増加幅は 2.0%になります。

これらを受けて、当四半期の営業総利益¹は 1 億 7700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 4.8%²減少しました。

リスク費用¹は当四半期に 3500 万ユーロで依然として低水準に留まり、顧客向け融資残高の 22bp 相当でした（前年同期のリスク費用は 3200 万ユーロ）。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当四半期に 2 億 8600 万ユーロとなり、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、前年同期比 9.4%の減益でした。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含む場合、ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%の持株売却による譲渡益 1 億 5100 万ユーロ³を受けて、前年同期比 31.7%の増益に転じます。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は、融資残高の増加を受けて 20 億 4800 万ユーロに上り、前年同期比 2.8%²の増収でした。営業費用¹は、14 億 4000 万ユーロで前年同期 2.5%²減少したことにより、0.3 ポイントの正のジョーズ効果を生み出しました²。リスク費用¹は当第 3 四半期累計期間に 6000 万ユーロで前年同期から 3200 万ユーロ減少し、顧客向け融資残高の 13bp 相当でした。以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 6 億 8000 万ユーロとなり、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、前年同期比 8.0%の増益でした。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含む場合、ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%の持株売却による譲渡益 1 億 5100 万ユーロ³を受けて、増益幅は 13.1%へと拡大します。

保険およびウェルス&アセット・マネジメント

保険およびウェルス&アセット・マネジメント部門では、当四半期も事業成長が持続しました。2018 年 9 月末現在、運用資産残高⁴は 1 兆 660 億ユーロに達し、2017 年 9 月末の水準と比べて 2.4%増加しました。また、2017 年 12 月末との比較では、運用資産残高は 1.5%増加しましたが、これには主に以下の 3 つの要因（(i) 資金流入、(ii) パフォーマンス効果、(iii) 連結範囲の変更）が作用していました。（i）当四半期は+160 億ユーロに上る高水準の資金純流入がありました：ウェルス・マネジメントで旺盛な資金流入があり、とりわけアジア、フランス、イタリアおよび米国が貢献しました；アセット・マネジメントでは、特定の顧客が資産運用をインソーシングに切り替えたことから債券運用契約に資金流出が集中しましたが、マネーマーケットファンドへの資金流入がこれを一部打ち消しました；保険部門では、特にユニットリンク保険へ高い資金流入がありました。（ii）パフォーマンス効果は、不利な金融市場の展開を受けて当四半期は-112 億ユーロとなりましたが、（iii）連結範囲の変更による効果の+112 億ユーロがこれを相殺しました。これにはとりわけ、ABN アムロのルクセンブルクにおける投資業務部門の統合⁵が貢献しました。

¹ 米国プライベート・バンキングの 100%を含む

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ さらに、コーポレート・センターで 1 億 3500 万ユーロの為替差益を計上

⁴ 分配金を含む

⁵ 買収契約は 2018 年 9 月 3 日に調印（運用資産の増加：ウェルス・マネジメントで 77 億ユーロ；保険部門で 27 億ユーロ）

2018 年 9 月末現在、運用資産残高¹の部門別内訳は以下のとおりでした：アセット・マネジメントは 4160 億ユーロ；ウェルス・マネジメントは 3770 億ユーロ；保険部門は 2450 億ユーロ；不動産管理部門は 290 億ユーロ。

保険部門は当四半期も事業開発を推し進め、とりわけアジアにおいて保障保険に力を入れました。また、Matmut との合弁会社である Cardif IARD を通して導入した新たな損害保険は、FRB の支店網を販売チャネルとして提供されましたが、好調なスタートを切り 2018 年 9 月末までに既に 75,000 件の成約に至っています。

保険部門の営業収益は当四半期に 7 億 4100 万ユーロに上り、前年同期比 11.9%の増収を果たしました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+11.0%）。その背景には積極的な営業活動がありましたが、とりわけフランスでの営業活動が貢献しました。営業費用は、事業開発を受けて当四半期に 3 億 5100 万ユーロとなり、前年同期比 12.8%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+7.8%）。その他営業外項目は、当四半期は軽微でしたが、前年同期には SBI Life に対する持株 4.0%の売却による譲渡益として、3 億 2600 万ユーロが含まれていました。以上から、当四半期の税引前利益は 4 億 2900 万ユーロで前年同期比 42.0%の減益となりましたが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、保険部門の好業績を反映して、前年同期比 7.3%の増益に転じます。

ウェルス&アセット・マネジメント部門は、引き続き事業開発を推し進めました。不動産管理部門では順調な事業成長が持続し、とりわけドイツの不動産投資ファンドの運用業務に加え、フランス、イタリアおよびドイツでアドバイザー業務が業績を伸ばしました。アセット・マネジメント部門はその投資アプローチに対して、国際的な投資家のネットワークである PRI（Principles for Responsible Investment：責任投資原則）によって、4 年連続で最高の格付けを授与されました。ウェルス・マネジメント部門は、ABN アムロのルクセンブルクの投資業務部門を統合²することにより、大規模起業家セグメントにおける地位を強化しました。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、不動産管理部門の伸びが牽引し、当四半期は 7 億 9100 万ユーロに上り、前年同期比 5.1%の増収でした。営業費用は当四半期に 6 億 5400 万ユーロとなり、前年同期比 15.0%増加しました。その主な要因として、事業開発、アセット・マネジメント部門で計上した特定の事業改編プロジェクトによる影響、および、不動産管理部門による Strutt & Parker の買収に関わる費用が挙げられます。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前利益は当四半期に 1 億 4300 万ユーロとなり、極めて好業績であった前年同期の高い水準と比べて 31.2%の減益となりました。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、保険部門の営業収益は、貯蓄型商品および保障保険の両方で積極的な事業活動を実施した結果、21 億 3700 万ユーロに上り、前年同期比 13.8%の増収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+11.5%）。営業費用は、順調な事業開発を受けて 10 億 6000 万ユーロに上り、前年同期比 13.6%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+9.4%）。その他営業外項目は、当第 3 四半期累計期間は軽微でしたが、前年同期には SBI Life 株 4.0%の売却による譲渡益 3 億 2600 万ユーロが含まれていました。以上から、関連会社による利益貢献の増加を考慮した後、保険部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 12 億 3900 万ユーロとなり、前年同期比 14.1%の減益でした。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、税引前利益は当部門の好調な業績を反映して前年同期比 11.0%の増益に転じます。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 24 億 2000 万ユーロに上り、全体として前年同期比 5.9%の増収となりました。営業費用は 19 億 800 万ユーロで、前年同期比 11.4%増加しました。なお、アセット・マネジメント部門で計上した特定の事業改編プロジェクトに関わる費用、および不動産管理部門による Strutt & Parker の買収に関わる費用を除くと、営業費用の増加幅は 9.7%へと縮小します。当第 3 四半期累計期間のリスク費用は軽微でしたが、前年同期には純額で 2900 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました。

¹ 分配金を含む

² 買収契約は 2018 年 9 月 3 日に調印（運用資産の増加：ウェルス・マネジメントで 77 億ユーロ；保険部門で 27 億ユーロ）

以上より、国内市場部門、トルコおよび米国からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメント部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 5 億 3600 万ユーロとなり、前年同期比 17.7%の減益でした（非経常項目¹を除くと前年同期比 11.2%の減益）。

*
* *

ホールセールバンキング事業（CIB）

ホールセールバンキング事業（CIB）は当四半期に、欧州で活気を欠く金融市場に直面しましたが、特に FICC² 業務には厳しい環境でした。

CIB の営業収益は当四半期に 25 億 6500 万ユーロとなり、前年同期比 3.5%の減収でした。

グローバルマーケット部門の営業収益は当四半期に 11 億 3200 万ユーロとなり、前年同期比 8.3%の減収でした。その背景には、2018 年度上半期同様、FICC² 業務が欧州で不利な市場環境に見舞われたことがあります。このマイナス影響を一部打ち消す形で、株式およびプライムサービス業務が好業績を上げました。なお市場リスクを測定するバリュー・アット・リスク（VaR）は、当四半期も依然として低水準に留まり 2300 万ユーロでした。

FICC² 業務の営業収益は当四半期に 6 億 8000 万ユーロとなり、前年同期と比べて 15.1%の減収でした。金利業務では欧州で顧客の動きが鈍かった一方、為替業務にとって厳しい市場環境が続き、また、それほどではないにせよクレジット業務も不利な市場環境での活動を強いられました。それでもグローバルマーケット部門は、ユーロ建て全債券で 2018 年初から第 1 位を保持し、また国際債券で第 9 位にランクインすることにより、債券引受業務における確固たる地位を確認しました。さらに当部門はデジタル変革を継続した結果、マルチディーラー・プラットフォームで成果を上げ、ユーロ建て金利スワップにおいて金額ベースで第 2 位につけるとともに、為替取引、ソブリン債、およびユーロ建て社債で第 5 位につけました。

株式およびプライムサービス業務の営業収益は、当四半期に 4 億 5200 万ユーロに上り、前年同期比 4.5%の増収を果たしました。これには株式デリバティブの伸びが原動力となりましたが、プライムサービスの小幅な増加も貢献しました。

セキュリティーズ・サービス部門の営業収益は、当四半期に 5 億 300 万ユーロに上り、前年同期比 5.6%の増収でした。なお、当四半期にコーポレートバンキング部門から移管されたコルレス銀行業務の影響を除くと、営業収益は、事業の成長および新規マンドートの増収効果を受けて、前年同期比 2.7%の増収となります。カストディ業務の受託資産および管理資産残高は、2017 年 9 月末比で 2.1%増加し、また取引件数は前年同期と比べて 2.5%増加しました。セキュリティーズ・サービス部門は当四半期に、Banco BPM の預託銀行業務の買収を完了しました³。当部門はまた、業務のデジタル化を推し進めた結果、既に 40 の自動化されたプロセスが稼働しており、さらに 35 のプロセスが開発段階にあります。当部門の PlanetFunds は、2018 Global Investor Investment Excellence Awards において年間最優秀イノベーション賞を受賞し、これにより当部門の革新的能力が評価されました。PlanetFunds はブロックチェーン技術に基づく新たなプラットフォームであり、資産運用会社によるファンドの販売を円滑化すべく、運用会社と共同で開発しました。

コーポレートバンキング部門の営業収益は、当四半期に 9 億 3000 万ユーロとなり前年同期比 1.9%の減収でしたが、当四半期にコルレス銀行業務をセキュリティーズ・サービス部門へ移管した影響を除くと、減収幅は 0.4%に縮小します。当部門の営業収益は、シンジケートローン業務が市場の冷え込みに直面したにも関わらず底堅く推移しました。

¹ 2017 年度第 2 四半期に売却した建物に関わる譲渡益、2018 年度第 3 四半期にアセット・マネジメント部門で計上した特定の事業改編プロジェクトに関わる費用、ならびに不動産管理部門による Strutt & Parker の買収に関わる費用

² Fixed Income, Currencies and Commodities（債券・通貨・コモディティ）

³ 買収案は 2018 年度第 1 四半期に発表され、買収契約は 2018 年 9 月 28 日に調印

その結果、当部門は EMEA¹地域で第 1 位を獲得し、シンジケートローン市場におけるリーダー的地位を確認しました。当部門はまた、引き続きトランザクションバンキング業務（キャッシュマネジメントおよびトレードファイナンス）で順調に開発を進めるとともに、欧州のトレードファイナンスで第 1 位につけることにより、その地位を強化しました。融資残高は当四半期に 1350 億ユーロに上り、前年同期比 5.1%増加しました。一方、預金残高は当四半期に 1260 億ユーロとなり、前年同期から 1.9%減少しました。当部門は引き続き業務のデジタル化を推し進めた結果、法人向けデジタルプラットフォームである Centric は、2018 年 9 月末現在で 9,400 件の顧客を有しています。

CIB の営業費用は当四半期に 18 億 8400 万ユーロとなり、前年同期比 0.7%減少しました。当四半期の営業費用の減少にはコスト節減計画が奏功していますが、同計画によって 2016 年末以来、既に累計で 4 億 1300 万ユーロの費用が節減されています。CIB は当四半期も引き続きコスト節減計画を推進した結果、認識された 200 のプロセスのうち既に 120 以上が自動化されており、また、エンドツーエンド・プロジェクトが徐々に実施されています（当四半期に与信審査プロセスおよびクライアント・オンボーディングのフィーチャーを発表）。

これらを受けて、CIB の営業総利益は当四半期に 6 億 8000 万ユーロとなり、前年同期と比べて 10.6%減少しました。

CIB の当四半期のリスク費用は、貸倒引当金繰入額を戻入益が上回ったことから、純額で 4900 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました（前年同期は純額で 1000 万ユーロの貸倒引当金戻入益を計上）。当四半期のリスク費用には、グローバルマーケット部門で計上された純額で 300 万ユーロの貸倒引当金戻入益（前年同期は純額で 600 万ユーロの戻入益）に加え、コーポレートバンキング部門で計上された純額で 4600 万ユーロに上る貸倒引当金戻入益（前年同期は純額で 400 万ユーロの戻入益）が反映されていました。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 7 億 3400 万ユーロとなり、前年同期と比べて 5.6%の減益でした。かかる減益幅は、欧州市場が当四半期も引き続き低迷するなかにあつて、CIB の業績が底堅く推移したことを確認するものです。

2018 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、CIB の営業収益は 84 億 5000 万ユーロとなり、前年同期と比べて 6.9%の減収となりました。なお、不利な為替の影響および 2017 年度第 2 四半期にコーポレートバンキング部門で計上された譲渡益の影響を除くと、減収幅は 4.0%へと縮小します。グローバルマーケット部門の営業収益は、欧州における FICC²業務の低迷を受けて、当第 3 四半期累計期間に 40 億 7700 万ユーロとなり、前年同期の高水準と比べて 9.6%の減収でした。FICC²業務の営業収益は当第 3 四半期累計期間に 22 億 1400 万ユーロとなり、取引が大きなボリュームを伴い極めて高水準であった前年同期と比べて、22.5%の減収でした。株式およびプライムサービス業務の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 18 億 6300 万ユーロに上り、前年同期比 12.7%の大幅増収となりました。これにはとりわけ、株式デリバティブ業務で顧客の取引ボリュームが回復したことに加え、プライムブローカレッジ業務の開発が順調に進んだことが貢献しました。セキュリティーズ・サービス部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 15 億 2400 万ユーロに上り、前年同期比 5.0%の増収でした。なお、2018 年度第 3 四半期にコーポレートバンキング部門から移管されたコルレス銀行業務の影響を除くと、営業収益は、活発な営業活動および新規マंडートの増収効果で、前年同期比 4.0%の増収となります。コーポレートバンキング部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 28 億 4900 万ユーロで、前年同期比 8.5%の減収でした。なお、不利な為替の影響、2017 年度第 2 四半期に計上した譲渡益、および 2018 年度第 3 四半期にコルレス銀行業務をセキュリティーズ・サービス部門へ移管した影響を除くと、減収幅は 1.6%へと縮小します。コーポレートバンキング部門は当第 3 四半期累計期間に、相次ぐ新規株式公開の延期が特に響いて、欧州市場で大型案件の減少に直面しましたが、一方、南北アメリカおよびアジア太平洋地域では良好な業績を収めました。当部門はまた、引き続きトランザクションバンキング業務（キャッシュマネジメントおよびトレードファイナンス）の開発を推し進めました。

CIB の営業費用は当第 3 四半期累計期間に 62 億 4400 万ユーロとなり、コスト節減策が奏功し、前年同期比 2.3 %減少しました（税金および IFRIC 21 にもとづく拠出金の影響を除くと 3.0%の減少）。

これらを受けて、CIB の営業総利益は当第 3 四半期累計期間に 17.9%減少して 22 億 600 万ユーロとなりました。リスク費用は、貸倒引当金繰入額を戻入益が上回ったことから、純額で 5700 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました。それでも、純額で 1 億 8200 万ユーロに上る多額の貸倒引当金戻入益が計上された前年同期

¹ Europe, Middle East and Africa（欧州、中東およびアフリカ）

² Fixed Income, Currencies and Commodities（債券・通貨・コモディティ）

と比べれば、比較的低水準でした。なお、当第3四半期累計期間のリスク費用には、グローバルマーケット部門で計上された純額で600万ユーロの貸倒引当金繰入額（前年同期は純額で4200万ユーロの戻入益）に加え、コーポレートバンキング部門で計上された純額で6000万ユーロの貸倒引当金戻入益（前年同期は純額で1億3900万ユーロの戻入益）が反映されていました。以上から、CIBの税引前利益は当第3四半期累計期間に22億8800万ユーロとなり、譲渡益や多額の貸倒引当金戻入益の恩恵を受けて高水準であった前年同期と比べて21.2%の減益でした。CIBは当第3四半期累計期間に税引前利益の想定自己資本利益率で16%¹を達成しました。かかる水準は欧州市場の低迷を考慮すると堅調な業績といえますが、これにはコスト節減策が奏功したことに加え、CIBの財務資源に対する厳しい管理体制が反映されています。

*
* *

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は当四半期に-4600万ユーロとなり、これに対し前年同期は+2200万ユーロでした。なお前年同期の営業収益には、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（Own Credit Adjustment : OCA）およびデリバティブに関わる債務評価調整額（Debt Value Adjustment : DVA）が合計で+2100万ユーロ含まれていました。

営業費用は当四半期に3億8800万ユーロとなり、これに対し前年同期は3億8200万ユーロでした。当四半期の営業費用には、一時項目として、2億4800万ユーロの事業改編費用（前年同期は2億500万ユーロ）に加え、買収²に関わる事業再編費用1900万ユーロ（前年同期は1700万ユーロ）が含まれていました。

当四半期のリスク費用は軽微でした（前年同期は純額で1600万ユーロの貸倒引当金繰入額を計上）。

営業外項目は当四半期に1億3400万ユーロの利益となりました（前年同期は1億3900万ユーロの損失）。当四半期の営業外項目には、ファースト・ハワイアン・バンクに対する30.3%持株の売却により生じた、一過性の為替差益1億3500万ユーロが含まれていました³。なお前年同期の営業外項目には、トルコのTEBに関わるのれんの全額減損処理で計上された、一過性の1億7200万ユーロが含まれていました。

以上から、コーポレート・センターの税引前損益は、当四半期に2億7900万ユーロの損失となりました。これに対し前年同期は5億2500万ユーロの損失でした。

2018年度第3四半期累計期間（1-9月）において、コーポレート・センターの営業収益は1億2100万ユーロとなり、これに対し前年同期は3億8200万ユーロでした。なお、前年同期の営業収益には、一時項目として、新韓金融持株会社およびユーロネクスト株の売却による譲渡益が合計で+2億3300万ユーロ含まれていたことに加え、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（Own Credit Adjustment : OCA）およびデリバティブに関わる債務評価調整額（Debt Value Adjustment : DVA）が合計で-1億8600万ユーロ含まれていました。さらに、当第3四半期累計期間の営業収益には、プリンシパル・インベストメンツからの利益貢献が、前年同期の高水準から減少したことが反映されています。営業費用は、当第3四半期累計期間に11億7100万ユーロとなったのに対し、前年同期は9億9000万ユーロでした。当第3四半期累計期間の営業費用には、一時項目として、7億2100万ユーロの事業改編費用（前年同期は4億4800万ユーロ）に加え、買収²に関わる事業再編費用3200万ユーロ（前年同期は5300万ユーロ）が含まれていました。リスク費用は、当第3四半期累計期間に2300万ユーロとなりました（前年同期は1億2200万ユーロ）。当第3四半期累計期間の営業外項目は、2億9100万ユーロの利益でした（前年同期は1億4500万ユーロの損失）。当第3四半期累計期間の営業外項目には、一時項目として、建物の売却による譲渡益1億100万ユーロに加え、ファースト・ハワイアン・バンクに対する持株30.3%の売却により生じた為替差益1億3500万ユーロ³が含まれていました。なお前年同期の営業外項目には、トルコのTEBに関わるのれんの全額減損処理で計上された、一過性の-1億7200万ユーロが含まれていました。以上から、コーポレート・センターの税引前損益は、当第3四半期累計期間に7億2300万ユーロの損失となりましたが、これに対し前年同期は8億2200万ユーロの損失でした。

*
* *

¹ 2018年1-9月期の純利益を年換算して算定

² 特にLaSer、BGZ銀行、DABバンク、およびGeneral Electric LLDが影響

³ さらに、バンクウェストで1億5100万ユーロの譲渡益を計上

財務構造

当グループのバランスシートは極めて盤石です。

バーゼル 3 全面適用のエクイティ Tier 1 比率¹は、2018 年 9 月末現在で 11.7%となり、以下の要因によって 2018 年 6 月末の水準から 25bp 上昇しました：(i) ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%持株の売却および 2 件の比較的小規模な買収²からの正味の影響（+15 bp）；(ii) 配当性向 50%を考慮後の、当四半期の純利益（ファースト・ハワイアン・バンクに対する 30.3%持株の売却による譲渡益を除く）（+10 bp）。リスク加重資産は、為替変動の影響を除くベースで安定推移しました。なお、為替およびその他の要素がエクイティ Tier 1 比率に及ぼす影響は、全体として限定的です。

バーゼル 3 全面適用のレバレッジ比率³は Tier 1 資本全部にもとづき算定されますが、同比率は 2018 年 9 月末現在で 4.0%となりました。

流動性カバレッジ比率は、2018 年 9 月末現在で 110%でした。

当グループの即時利用可能な余剰資金は、2018 年 9 月末現在で 3080 億ユーロに上りました。これは短期資金調達との関係で、1 年超の余裕資金があることを意味します。

当グループの自己資本に関わる比率の推移は、グループが規制枠組のなかで、規律をもってバランスシートを管理する能力を有していることを証明しています。

*
* *

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は次のように述べています

「BNP パリバは、当四半期に株主帰属純利益で 21 億ユーロを上げる着実な業績を収めました。

欧州の経済成長に対し市場の低迷という、相反する環境にあって、グループは事業成長を維持しました。欧州市場の長引く低迷にも関わらず、事業部門全体の営業収益は、専門的金融業務が原動力となり、当四半期に小幅増収を果たしました。

バーゼル 3 全面適用のエクイティ Tier 1 比率が当四半期に 11.7%に達したことが証明するように、グループのバランスシートは極めて盤石です。

グループは、社会参加に関わる方針を積極的に実施するとともに、より高度なサービスを顧客に提供するために、デジタル変革計画に取り組んでいます。

このような好業績の達成を可能にした BNP パリバの全従業員の貢献に感謝の意を表します。」

¹ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4 (CRD4) 規則を考慮した比率。また、欧州議会・理事会規則 (EU) No 575/2013 第 26 条第 2 項に従う。IFRS 9 の初度適用による影響は十分に考慮済み

² ABN アムロのルクセンブルクの投資業務部門、および Banco BPM のスペインの預託銀行業務部門

³ 2019 年に完全施行される CRD4 規則を経過措置なしで全て考慮し、また 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会 (EC) 委任法令にもとづき算定された比率

連結損益計算書

	3Q18	3Q17	3Q18 / 3Q17	2Q18	3Q18 / 2Q18	9M18	9M17	9M18 / 9M17
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	10,352	10,394	-0.4%	11,206	-7.6%	32,356	32,629	-0.8%
営業費用および減価償却費	-7,277	-7,133	+2.0%	-7,368	-1.2%	-22,905	-22,323	+2.6%
営業総利益	3,075	3,261	-5.7%	3,838	-19.9%	9,451	10,306	-8.3%
リスク費用	-686	-668	+2.7%	-567	+21.0%	-1,868	-1,922	-2.8%
営業利益	2,389	2,593	-7.9%	3,271	-27.0%	7,583	8,384	-9.6%
持分法適用会社投資損益	139	150	-7.3%	132	+5.3%	433	538	-19.5%
その他営業外項目	288	230	+25.2%	50	n.s.	509	266	+91.4%
営業外項目	427	380	+12.4%	182	n.s.	942	804	+17.2%
税引前利益	2,816	2,973	-5.3%	3,453	-18.4%	8,525	9,188	-7.2%
法人税	-583	-828	-29.6%	-918	-36.5%	-2,059	-2,523	-18.4%
少数株主帰属純利益	-109	-102	+6.9%	-142	-23.2%	-382	-332	+15.1%
株主帰属純利益	2,124	2,043	+4.0%	2,393	-11.2%	6,084	6,333	-3.9%
コスト/インカム率	70.3%	68.6%	+1.7 pt	65.8%	+4.5 pt	70.8%	68.4%	+2.4 pt

BNPパリバの2018年度第3四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリースに含まれています。
 法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results（業績）」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers）の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2018年度第3四半期－コア事業別業績

	国内市場 部門	国際金融サ ービス部門	ホールセ ールバン キング事 業	事業部門 合計	その他業務	グループ 合計	
(単位：百万ユーロ)							
営業収益	3,737	4,097	2,565	10,398	-46	10,352	
	対前年同期比	-1.3%	+4.3%	-3.5%	+0.3%	n.s.	-0.4%
	対前四半期比	-1.5%	-4.3%	-13.9%	-5.9%	n.s.	-7.6%
営業費用および減価償却費	-2,531	-2,473	-1,884	-6,889	-388	-7,277	
	対前年同期比	+0.3%	+6.1%	-0.7%	+2.1%	+1.5%	+2.0%
	対前四半期比	+3.2%	-2.4%	-4.4%	-1.0%	-5.3%	-1.2%
営業総利益	1,205	1,624	680	3,509	-434	3,075	
	対前年同期比	-4.5%	+1.6%	-10.6%	-3.1%	+20.4%	-5.7%
	対前四半期比	-9.9%	-6.9%	-32.5%	-14.2%	+71.4%	-19.9%
リスク費用	-251	-486	49	-688	2	-686	
	対前年同期比	-19.2%	+38.1%	n.s.	+5.5%	n.s.	+2.7%
	対前四半期比	+22.4%	+49.0%	n.s.	+24.2%	n.s.	+21.0%
営業利益	955	1,137	730	2,822	-433	2,389	
	対前年同期比	+0.3%	-8.7%	-5.4%	-5.0%	+14.9%	-7.9%
	対前四半期比	-15.8%	-19.8%	-26.0%	-20.2%	+62.3%	-27.0%
持分法適用会社投資損益	5	111	4	120	19	139	
その他営業外項目	0	153	0	154	134	288	
税引前利益	960	1,401	734	3,095	-279	2,816	
	対前年同期比	-1.8%	-19.7%	-5.6%	-11.5%	-46.9%	-5.3%
	対前四半期比	-15.2%	-8.2%	-26.3%	-15.3%	+38.7%	-18.4%

	国内市場 部門	国際金融サ ービス部門	ホールセ ールバン キング事 業	事業部門 合計	その他業務	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)						
営業収益	3,737	4,097	2,565	10,398	-46	10,352
	前年同期	3,786	3,928	2,658	10,372	22
	前四半期	3,792	4,279	2,979	11,050	156
営業費用および減価償却費	-2,531	-2,473	-1,884	-6,889	-388	-7,277
	前年同期	-2,524	-2,330	-1,897	-6,751	-382
	前四半期	-2,454	-2,534	-1,970	-6,959	-409
営業総利益	1,205	1,624	680	3,509	-434	3,075
	前年同期	1,262	1,598	761	3,622	-361
	前四半期	1,338	1,745	1,009	4,091	-253
リスク費用	-251	-486	49	-688	2	-686
	前年同期	-310	-352	10	-652	-16
	前四半期	-205	-326	-23	-554	-13
米国の関係機関との包括的和解に関連する費用	0	0	0	0	0	0
	前年同期	0	0	0	0	0
	前四半期	0	0	0	0	0
営業利益	955	1,137	730	2,822	-433	2,389
	前年同期	952	1,246	772	2,970	-377
	前四半期	1,133	1,418	986	3,538	-267
持分法適用会社投資損益	5	111	4	120	19	139
	前年同期	22	140	-2	160	-10
	前四半期	-3	109	7	113	19
その他営業外項目	0	153	0	154	134	288
	前年同期	3	358	8	369	-139
	前四半期	1	-1	3	4	46
税引前利益	960	1,401	734	3,095	-279	2,816
	前年同期	977	1,744	778	3,498	-525
	前四半期	1,132	1,526	996	3,654	-201
法人税						-583
少数株主帰属純利益						-109
株主帰属純利益						2,124

2018 年 1 - 9 月期 - コア事業別業績

		国内市場 部門	国際金融サー ビス部門	ホールセ ールバン キング事 業	事業部門 合計	その他業務	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		11,349	12,435	8,450	32,235	121	32,356
	対前年同期比	-0.4%	+5.6%	-6.9%	-0.0%	-68.3%	-0.8%
営業費用および減価償却費		-7,873	-7,616	-6,244	-21,734	-1,171	-22,905
	対前年同期比	+1.7%	+5.7%	-2.3%	+1.9%	+18.3%	+2.6%
営業総利益		3,476	4,819	2,206	10,501	-1,050	9,451
	対前年同期比	-5.0%	+5.5%	-17.9%	-3.8%	+72.6%	-8.3%
リスク費用		-724	-1,178	57	-1,845	-23	-1,868
	対前年同期比	-26.5%	+18.1%	-68.6%	+2.5%	-81.1%	-2.8%
営業利益		2,752	3,641	2,264	8,656	-1,073	7,583
	対前年同期比	+3.0%	+1.9%	-21.1%	-5.0%	+47.0%	-9.6%
持分法適用会社投資損益		-3	357	19	373	60	433
その他営業外項目		2	211	5	218	291	509
税引前利益		2,751	4,209	2,288	9,248	-723	8,525
	対前年同期比	+0.6%	-3.7%	-21.2%	-7.6%	-12.0%	-7.2%
法人税							-2,059
少数株主帰属純利益							-382
株主帰属純利益							6,084

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
グループ							
営業収益	10,352	11,206	10,798	10,532	10,394	10,938	11,297
営業費用および減価償却費	-7,277	-7,368	-8,260	-7,621	-7,133	-7,071	-8,119
営業総利益	3,075	3,838	2,538	2,911	3,261	3,867	3,178
リスク費用	-686	-567	-615	-985	-668	-662	-592
営業利益	2,389	3,271	1,923	1,926	2,593	3,205	2,586
持分法適用会社投資損益	139	132	162	175	150	223	165
その他営業外項目	288	50	171	21	230	33	3
税引前利益	2,816	3,453	2,256	2,122	2,973	3,461	2,754
法人税	-583	-918	-558	-580	-828	-943	-752
少数株主帰属純利益	-109	-142	-131	-116	-102	-122	-108
株主帰属純利益	2,124	2,393	1,567	1,426	2,043	2,396	1,894
コスト/インカム率	70.3%	65.8%	76.5%	72.4%	68.6%	64.6%	71.9%

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
リテールバンキングおよびサービス事業 PEL/CELの影響を除く							
営業収益	7,829	8,071	7,879	7,881	7,707	7,737	7,719
営業費用および減価償却費	-5,005	-4,988	-5,497	-5,101	-4,854	-4,784	-5,305
営業総利益	2,825	3,082	2,383	2,780	2,853	2,953	2,414
リスク費用	-737	-531	-634	-722	-662	-686	-634
営業利益	2,088	2,551	1,748	2,058	2,191	2,267	1,780
持分法適用会社投資損益	116	107	132	147	162	174	139
その他営業外項目	153	0	59	55	361	16	11
税引前利益	2,357	2,658	1,939	2,261	2,714	2,457	1,930
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	53.2	53.0	52.8	51.4	50.9	50.7	50.6
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
リテールバンキングおよびサービス事業							
営業収益	7,833	8,071	7,880	7,894	7,714	7,738	7,717
営業費用および減価償却費	-5,005	-4,988	-5,497	-5,101	-4,854	-4,784	-5,305
営業総利益	2,829	3,083	2,384	2,793	2,860	2,955	2,412
リスク費用	-737	-531	-634	-722	-662	-686	-634
営業利益	2,092	2,552	1,749	2,071	2,198	2,269	1,778
持分法適用会社投資損益	116	107	132	147	162	174	139
その他営業外項目	153	0	59	55	361	16	11
税引前利益	2,361	2,659	1,940	2,273	2,721	2,458	1,927
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	53.2	53.0	52.8	51.4	50.9	50.7	50.6
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く							
営業収益	3,874	3,938	3,969	3,897	3,918	3,951	3,952
営業費用および減価償却費	-2,605	-2,528	-2,971	-2,653	-2,599	-2,488	-2,880
営業総利益	1,269	1,411	998	1,244	1,319	1,463	1,072
リスク費用	-251	-204	-270	-370	-311	-355	-319
営業利益	1,018	1,206	727	874	1,008	1,108	753
持分法適用会社投資損益	5	-3	-6	7	23	21	11
その他営業外項目	0	1	1	1	3	1	5
税引前利益	1,024	1,205	723	882	1,034	1,130	769
ウェルネス&アセット・マネジメントに配分される利益	-67	-73	-65	-70	-64	-78	-61
国内市場部門税引前利益	956	1,132	658	812	970	1,052	707
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	25.0	24.7	24.4	24.6	24.3	24.1	23.8
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
国内市場部門（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	3,737	3,792	3,820	3,768	3,786	3,803	3,807
営業費用および減価償却費	-2,531	-2,454	-2,888	-2,582	-2,524	-2,417	-2,799
営業総利益	1,205	1,338	933	1,185	1,262	1,387	1,008
リスク費用	-251	-205	-269	-369	-310	-356	-319
営業利益	955	1,133	664	817	952	1,031	689
持分法適用会社投資損益	5	-3	-6	7	22	21	11
その他営業外項目	0	1	1	1	3	1	5
税引前利益	960	1,132	659	825	977	1,053	705
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	25.0	24.7	24.4	24.6	24.3	24.1	23.8

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	1,575	1,593	1,595	1,554	1,592	1,607	1,618
うち受取利息純額	900	875	891	888	904	886	909
うち手数料	676	718	704	665	688	721	708
営業費用および減価償却費	-1,168	-1,104	-1,189	-1,175	-1,183	-1,116	-1,184
営業総利益	407	489	406	379	409	492	434
リスク費用	-90	-54	-59	-107	-65	-80	-79
営業利益	317	435	347	272	344	412	355
営業外項目	0	1	0	0	1	0	0
税引前利益	318	437	346	272	344	412	356
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-38	-39	-39	-38	-36	-40	-39
フランス国内リテールバンキング税引前利益	280	397	307	234	309	372	316
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	9.5	9.3	9.2	9.4	9.4	9.3	9.2

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く**							
営業収益	1,571	1,593	1,594	1,541	1,585	1,606	1,620
うち受取利息純額	896	875	890	876	897	885	912
うち手数料	676	718	704	665	688	721	708
営業費用および減価償却費	-1,168	-1,104	-1,189	-1,175	-1,183	-1,116	-1,184
営業総利益	403	489	405	366	402	490	436
リスク費用	-90	-54	-59	-107	-65	-80	-79
営業利益	313	435	346	259	337	411	358
営業外項目	0	1	0	0	1	0	0
税引前利益	314	436	345	259	337	411	358
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-38	-39	-39	-38	-36	-40	-39
フランス国内リテールバンキング税引前利益	276	397	306	221	302	371	319
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	9.5	9.3	9.2	9.4	9.4	9.3	9.2

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	1,502	1,517	1,517	1,481	1,518	1,531	1,541
営業費用および減価償却費	-1,133	-1,068	-1,151	-1,140	-1,145	-1,079	-1,146
営業総利益	369	449	367	341	374	452	395
リスク費用	-90	-53	-59	-107	-65	-80	-79
営業利益	280	396	307	234	308	372	316
営業外項目	0	1	0	0	0	0	0
税引前利益	280	397	307	234	309	372	316
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	9.5	9.3	9.2	9.4	9.4	9.3	9.2

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

** PEL/CEL に関わる引当金：当該引当金は、フランス国内リテールバンキングの収益に影響を及ぼすものであり、住宅積立預金口座（Plans Epargne Logement: PEL）および住宅預金口座（Comptes Epargne Logement: CEL）から生じるリスクについて、口座の存続期間全体にわたり設定されている

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
PEL/CELの影響	4	0	1	13	7	1	-2

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
BNL パンカ・コメルシアール (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	660	698	713	732	719	729	727
営業費用および減価償却費	-439	-438	-480	-457	-445	-430	-469
営業総利益	221	259	233	275	274	299	258
リスク費用	-131	-127	-169	-218	-203	-222	-228
営業利益	90	132	63	57	71	77	30
営業外項目	0	-1	0	0	0	0	0
税引前利益	89	130	63	57	71	77	30
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-10	-10	-12	-11	-9	-12	-12
BNL パンカ・コメルシアール税引前利益	80	120	51	46	63	65	18
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.5	5.5	5.4	5.8	5.8	5.7	5.7

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
BNL パンカ・コメルシアール (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	638	675	691	710	699	707	706
営業費用および減価償却費	-427	-427	-470	-447	-434	-420	-460
営業総利益	211	248	221	263	265	287	247
リスク費用	-131	-127	-170	-217	-203	-222	-228
営業利益	80	122	51	46	62	65	18
営業外項目	0	-1	0	0	0	0	0
税引前利益	80	120	51	46	63	65	18
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.5	5.5	5.4	5.8	5.8	5.7	5.7

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	887	917	934	894	921	930	931
営業費用および減価償却費	-563	-552	-835	-601	-570	-560	-823
営業総利益	324	365	99	293	351	370	108
リスク費用	4	2	-6	-15	-23	-28	1
営業利益	328	367	93	278	328	343	109
持分法適用会社投資損益	8	1	-3	2	17	6	-4
その他営業外項目	0	0	1	1	3	2	0
税引前利益	336	368	92	281	347	351	106
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-19	-23	-13	-19	-18	-25	-10
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	317	345	79	262	329	325	96
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.7	5.6	5.6	5.3	5.2	5.2	5.1

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	845	872	887	849	879	882	889
営業費用および減価償却費	-539	-529	-803	-577	-547	-537	-790
営業総利益	305	344	85	272	332	346	99
リスク費用	4	0	-4	-14	-23	-28	1
営業利益	309	344	80	259	309	317	99
持分法適用会社投資損益	8	1	-3	2	17	6	-4
その他営業外項目	0	0	1	1	3	2	0
税引前利益	317	345	79	262	329	325	96
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.7	5.6	5.6	5.3	5.2	5.2	5.1

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門(ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの100%を含む)*							
営業収益	755	731	728	730	692	686	674
営業費用および減価償却費	-435	-433	-467	-420	-400	-382	-405
営業総利益	320	298	261	310	292	304	269
リスク費用	-33	-25	-36	-30	-19	-26	-14
営業利益	287	273	225	279	273	278	256
持分法適用会社投資損益	-3	-3	-2	5	5	14	14
その他営業外項目	0	0	-1	0	0	0	5
税引前利益	284	271	223	284	277	292	274
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
その他国内市場部門税引前利益	283	270	222	283	277	291	274
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.3	4.3	4.2	4.0	3.9	3.9	3.9

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門(ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	752	728	725	727	690	683	671
営業費用および減価償却費	-433	-431	-464	-419	-399	-381	-403
営業総利益	319	297	260	309	291	303	269
リスク費用	-33	-25	-36	-30	-19	-26	-14
営業利益	286	272	225	278	272	277	255
持分法適用会社投資損益	-3	-3	-2	5	5	14	14
その他営業外項目	0	0	-1	0	0	0	5
税引前利益	283	270	222	283	277	291	274
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.3	4.3	4.2	4.0	3.9	3.9	3.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
国際金融サービス部門							
営業収益	4,097	4,279	4,060	4,126	3,928	3,935	3,909
営業費用および減価償却費	-2,473	-2,534	-2,609	-2,519	-2,330	-2,367	-2,506
営業総利益	1,624	1,745	1,451	1,608	1,598	1,568	1,404
リスク費用	-486	-326	-365	-353	-352	-331	-315
営業利益	1,137	1,418	1,086	1,254	1,246	1,237	1,089
持分法適用会社投資損益	111	109	137	141	140	153	128
その他営業外項目	153	-1	58	54	358	14	6
税引前利益	1,401	1,526	1,281	1,449	1,744	1,405	1,222
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	28.2	28.3	28.3	26.8	26.5	26.6	26.7
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
パーソナル・ファイナンス							
営業収益	1,387	1,381	1,354	1,280	1,222	1,220	1,201
営業費用および減価償却費	-639	-672	-725	-639	-575	-579	-634
営業総利益	748	709	629	641	647	641	568
リスク費用	-345	-265	-276	-271	-273	-225	-240
営業利益	403	443	353	369	375	415	328
持分法適用会社投資損益	21	8	15	19	21	30	20
その他営業外項目	0	-2	4	0	24	0	5
税引前利益	424	450	373	389	420	445	353
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.2	7.1	7.0	5.8	5.5	5.4	5.3
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコ国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	562	614	581	581	573	590	592
営業費用および減価償却費	-381	-402	-416	-414	-403	-420	-424
営業総利益	181	212	165	167	170	170	168
リスク費用	-105	-55	-70	-62	-60	-70	-67
営業利益	76	157	96	105	110	100	101
持分法適用会社投資損益	43	43	41	49	47	53	48
その他営業外項目	0	-1	54	3	1	-1	0
税引前利益	119	199	191	158	159	152	150
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-1	-1	-1	-1	0	-1	-1
欧州・地中海沿岸諸国税引前利益	118	199	191	157	158	151	149
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.8	4.8	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
欧州・地中海沿岸諸国部門（トルコ国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	561	612	579	579	571	588	590
営業費用および減価償却費	-380	-401	-415	-413	-401	-419	-423
営業総利益	180	211	164	167	170	169	167
リスク費用	-105	-55	-70	-62	-60	-70	-67
営業利益	75	156	95	105	110	99	100
持分法適用会社投資損益	43	43	41	49	47	53	48
その他営業外項目	0	-1	54	3	1	-1	0
税引前利益	118	199	191	157	158	151	149
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	4.8	4.8	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの 100%を含む）*							
営業収益	634	731	683	738	734	762	761
営業費用および減価償却費	-457	-488	-495	-483	-482	-513	-556
営業総利益	177	243	188	255	251	249	205
リスク費用	-35	-5	-20	-20	-32	-38	-22
営業利益	141	239	168	235	219	211	183
持分法適用会社投資損益	-1	0	0	0	0	0	0
その他営業外項目	153	0	0	1	3	1	-1
税引前利益	294	239	168	236	222	212	182
ウェルス&アセット・マネジメントに配分される利益	-8	-7	-6	-6	-5	-5	-5
バンクウェスト税引前利益	286	232	162	230	217	206	177
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.8	6.0	5.9	6.4	6.4	6.6	6.7

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの 2/3を含む）							
営業収益	618	716	669	724	720	748	748
営業費用および減価償却費	-449	-480	-487	-475	-474	-505	-548
営業総利益	169	236	182	249	246	243	200
リスク費用	-35	-5	-20	-20	-32	-38	-22
営業利益	134	232	162	229	214	206	178
営業外項目	152	0	0	1	3	1	-1
税引前利益	286	232	162	230	217	206	177
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.8	6.0	5.9	6.4	6.4	6.6	6.7

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
保険部門							
営業収益	741	735	661	636	662	619	597
営業費用および減価償却費	-351	-342	-367	-317	-311	-297	-326
営業総利益	390	393	294	319	351	322	271
リスク費用	0	1	0	5	1	-1	-1
営業利益	390	394	294	324	352	321	271
持分法適用会社投資損益	38	46	75	53	63	55	54
その他営業外項目	1	0	0	49	325	0	1
税引前利益	429	440	369	425	740	376	326
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.4	8.5	8.7	7.8	7.7	7.7	7.8

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
ウェルス&アセット・マネジメント部門							
営業収益	791	834	795	907	753	760	773
営業費用および減価償却費	-654	-639	-614	-675	-569	-567	-576
営業総利益	137	195	181	233	183	193	198
リスク費用	-1	-2	0	-5	12	4	14
営業利益	136	193	181	228	195	197	212
持分法適用会社投資損益	8	12	5	19	8	15	5
その他営業外項目	-1	1	0	1	5	14	0
税引前利益	143	206	187	248	208	226	217
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100% を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
ホールセールバンキング事業（CIB）							
営業収益	2,565	2,979	2,906	2,626	2,658	3,197	3,223
営業費用および減価償却費	-1,884	-1,970	-2,389	-1,883	-1,897	-1,988	-2,506
営業総利益	680	1,009	517	744	761	1,209	717
リスク費用	49	-23	31	-264	10	118	54
営業利益	730	986	548	480	772	1,328	770
持分法適用会社投資損益	4	7	9	13	-2	5	8
その他営業外項目	0	3	2	-1	8	15	0
税引前利益	734	996	558	491	778	1,349	778
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	20.7	20.3	19.9	21.1	21.4	21.9	22.1
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
コーポレートバンキング部門							
営業収益	930	1,015	904	1,050	948	1,176	991
営業費用および減価償却費	-597	-596	-691	-603	-546	-590	-691
営業総利益	334	418	213	447	402	586	299
リスク費用	46	13	1	-209	4	78	57
営業利益	380	431	214	238	407	664	356
営業外項目	5	7	9	5	6	19	7
税引前利益	385	438	223	243	413	683	364
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	12.1	12.0	11.9	12.4	12.5	12.7	12.6
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
グローバルマーケット部門							
営業収益	1,132	1,447	1,498	1,073	1,234	1,523	1,754
うちFICC	680	729	805	592	801	883	1,174
うち株式およびプライムサービス	452	718	692	482	433	640	580
営業費用および減価償却費	-848	-955	-1,275	-875	-958	-997	-1,424
営業総利益	284	492	223	198	276	526	330
リスク費用	3	-37	28	-57	6	39	-3
営業利益	287	455	251	142	281	565	327
持分法適用会社投資損益	0	1	1	5	-6	-1	0
その他営業外項目	0	1	0	1	6	3	0
税引前利益	287	457	252	147	281	567	326
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	7.7	7.4	7.1	7.8	8.0	8.4	8.7
(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
セキュリティーズ・サービス部門							
営業収益	503	517	505	503	476	498	478
営業費用および減価償却費	-440	-419	-423	-405	-392	-400	-390
営業総利益	63	98	82	98	84	97	87
リスク費用	0	2	1	2	0	1	0
営業利益	63	100	83	100	84	99	87
営業外項目	0	1	0	0	0	0	0
税引前利益	62	101	83	100	84	99	88
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.9	0.9	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8

(単位：百万ユーロ)	3Q18	2Q18	1Q18	4Q17	3Q17	2Q17	1Q17
コーポレート・センター							
営業収益	-46	156	11	12	22	3	358
営業費用および減価償却費	-388	-409	-374	-637	-382	-300	-308
うち事業再編費用および変革費用	-267	-275	-211	-456	-222	-168	-110
営業総利益	-434	-253	-363	-625	-361	-297	49
リスク費用	2	-13	-11	1	-16	-94	-11
営業利益	-433	-267	-374	-625	-377	-391	38
持分法適用会社投資損益	19	19	22	15	-10	44	19
その他営業外項目	134	46	110	-33	-139	2	-8
税引前利益	-279	-201	-242	-642	-525	-346	49

連結貸借対照表 — 2018 年 9 月 30 日現在

(単位: 百万ユーロ)		2018 年 9 月 30 日	2018 年 1 月 1 日 ⁽¹⁾
資産			
現金および中央銀行預け金		206,738	178,433
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
トレーディング目的有価証券		193,411	130,326
貸出金および売戻契約		296,062	144,948
デリバティブ金融商品		241,176	229,896
ヘッジ目的デリバティブ		10,962	13,721
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
負債性金融商品		50,702	53,942
資本性金融商品		2,341	2,330
償却原価で測定する金融資産			
金融機関貸出金および債権		25,708	20,356
顧客貸出金および債権		744,632	731,176
負債性金融商品		70,744	69,426
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		2,379	3,064
保険活動に係る金融商品		238,197	227,712
当期および繰延税金資産		6,900	7,368
未収収益およびその他の資産		99,834	92,961
持分法投資		5,759	6,221
有形固定資産および投資不動産		26,051	25,000
無形固定資産		3,615	3,327
のれん		8,458	9,571
売却目的で保有する非流動資産		557	
資産合計		2,234,226	1,949,778
負債			
中央銀行預金		5,698	1,471
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品			
トレーディング目的有価証券		106,407	67,087
預金および買戻契約		323,782	174,645
負債証券		57,240	50,490
デリバティブ金融商品		232,925	227,644
ヘッジ目的デリバティブ		13,086	15,682
償却原価で測定する金融負債			
金融機関預金		103,333	76,503
顧客預金		792,655	760,941
負債証券		156,319	148,156
劣後債		16,572	15,951
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整		1,790	2,372
当期および繰延税金負債		2,427	2,234
未払費用およびその他の負債		88,836	80,472
保険会社の責任準備金		219,292	210,494
偶発債務等引当金		9,717	11,084
負債合計		2,130,079	1,845,226
連結資本			
資本金、払込剰余金、および利益剰余金		93,668	89,880
親会社株主帰属当期純利益		6,084	7,759
 資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計		99,752	97,639
資本に直接認識される資産および負債の変動		124	1,787
親会社株主資本		99,876	99,426
少数株主資本		4,271	5,126
連結資本合計		104,147	104,552
負債および資本合計		2,234,226	1,949,778

⁽¹⁾ 2018 年 1 月 1 日現在。IFRS 9 および IFRS 15 を適用後

代替的な業績指標（ALTERNATIVE PERFORMANCE MEASURES: APM）
フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第 223-1 条にもとづく開示

代替的な業績指標	定義	使用理由
事業部門営業収益	国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセールバンキング事業の営業収益の合計（なお、国内市場部門の営業収益には、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3 を含む） BNP パリバ・グループ営業収益＝事業部門営業収益＋コーポレート・センター営業収益 調整後のグループ営業収益は「コア事業別業績」の表で表示	BNP パリバ・グループの業績を表す指標
PEL/CEL の影響を除く営業収益	PEL/CEL による影響を除く営業収益 調整後のグループ営業収益は「連結四半期業績の推移」の表で表示	PEL/CEL 口座から発生するリスクに対して、口座の存続期間全体にわたり引当金が設定されるが、これらの変動が及ぼす影響を除いた上で、当期の営業収益を表す指標
プライベート・バンキングの 100%を含むリテールバンキング事業の損益計算書	リテールバンキング事業の損益計算書であり、プライベート・バンキング業務の損益計算書の全部を含む 調整後のグループ営業収益は「連結四半期業績の推移」の表で表示	リテールバンキング事業の業績を表す指標であり、プライベート・バンキングの業績の全部を含む（プライベート・バンキングは、リテールバンキング（2/3）とウェルス・マネジメント（1/3）の共同責任のもとに置かれるが、ウェルス＆アセット・マネジメントに損益を配分する前である）
IFRIC 第 21 号の影響を除く営業費用の推移	IFRIC21 に係る税金および拠出金の影響を排除した、営業費用の推移 IFRIC21 による影響の詳細は、決算資料の「IFRIC 第 21 号に基づく税金および拠出金の内訳」にて開示	IFRIC21 に係る税金および拠出金の影響を除く、第 3 四半期累計期間営業費用の推移を表す指標（各事業年度に発生するほぼ全額を、第 1 四半期に計上）
リスク費用÷期首顧客向け貸出金残高（単位:bp）	リスク費用（単位:百万ユーロ）を期首の顧客向け貸出金残高で除したもの 詳細な算定方法については、決算資料に添付された「貸出金残高に関わるリスク費用」にて開示	事業体が負うリスクレベルの指標であり、貸出金残高を分母として算定し、%で表示
一時項目を除く株主帰属純利益	一時項目を除いて算定された株主帰属純利益 一時項目の詳細については、決算資料に添付された「主な一時項目」にて開示	多額の非経常的項目あるいは本業の業績を反映しない項目を排除した、BNP パリバ・グループの純利益を表す指標。排除される項目の主なものに、事業改編および再編費用がある
自己資本利益率（ROE）（一時項目を除く）	ROE の詳細な算定方法については、決算資料に添付された「自己資本利益率および永久株主資本」にて開示	一時項目を除いて算定した、BNP パリバ・グループの自己資本利益率を表す指標
有形自己資本利益率（ROTE）（一時項目を除く）	ROTE の詳細な算定方法については、決算資料に添付された「自己資本利益率および永久株主資本」にて開示	一時項目を除いて算定した、BNP パリバ・グループの有形自己資本利益率を表す指標

比較分析－連結範囲の変更および為替レート変動による影響の排除

連結範囲の変更による影響を排除するための方法は、買収、売却など、取引の形態に依る。その計算の根本的な目的は、期間比較可能性を確保することにある。

- － 企業を買収または新設した場合、当該企業の業績は、同企業が過年度に未だ買収あるいは設立されていなかった期間に対応する分について、連結範囲の変更による影響を除く当会計年度の期間から排除する。
- － 事業売却の場合、当該事業体の業績は、売却以降の期間に対応する過年度の四半期について対称的に排除する。
- － 連結の会計処理方法を変更した場合、同一条件の下に調整した四半期業績に対して、**2** 会計年度（当期および前期）の間で存在した最も低い持分比率を適用する。

為替レート変動による影響を除いた比較分析においては、前年度の四半期（比較対象となる四半期）業績を、当四半期（分析対象となる四半期）の為替レートで修正再表示する。これらの計算は全て、会社の報告通貨を基準に行う。

注：

営業費用： 従業員給与および従業員給付制度に関わる費用、その他経費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、および不動産・機械設備を含む固定資産の減損などの総額を指す。本資料全体にわたり、「営業費用」および「費用」は特に区別することなく使われている

事業部門： 以下の 3 部門から成る：

- － 国内市場部門：フランス国内リテールバンキング（FRB）、BNL パンカ・コメルシアレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング（BRB）、その他国内市場部門（アルパル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング（LRB））を含む
- － 国際金融サービス部門（IFS）：欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェスト、パーソナル・ファイナンス、保険、ウェルス&アセット・マネジメント（WAM）を含む。WAM には、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、および不動産管理部門が含まれる
- － ホールセールバンキング事業（CIB）：コーポレートバンキング部門、グローバルマーケット部門、セキュリティーズ・サービス部門を含む。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第5款第1章（Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（BDDF）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアーレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営している BDEL）からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに4つの専門事業部門（アルバル（業務用車両のリースおよびサービス）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（リーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業）およびコント・ニケル（オンライン銀行取引サービス））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを展開している。

部門横断型のチームである「Partners in Action for Customer Experience (PACE)」の目的は、リテール事業によるより良い顧客経験価値の提供を支援し、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ全体に新たなビジネス・モデルを提案することにある。

ハロー・バンク！は、フランス、ベルギー、イタリア、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。コント・ニケルの買収により、ビー・エヌ・ピー・パリバの事業は、フランスにおける新たな銀行業務を含むようになるまでその範囲を拡大した。現在、同行は多様な顧客基盤の需要に適応した一連のソリューションを提供している。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、民間投資家、小規模企業および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、小規模企業および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なリテール・バンキングのビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・アセット・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、資金管理業務および財務アドバイザリー業務において、法人および機関投資家からなる2種類の顧客フランチャイズに対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年
営業収益	43,161	43,411	42,938	39,168	38,409

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年
営業総利益	13,217	14,033	13,684	12,644	12,441

(単位：百万ユーロ)

	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	7,759	7,702	6,694	157	4,818

(単位：%)

	2017年	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年
株主資本利益率(注2)	8.9	9.3	8.3	7.7(注3)	6.1

(単位：十億ユーロ)

	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
時価総額 (12月31日現在)	77.7	75.5	65.1	61.4	70.5

出典：ブルームバーグ

(注1) IFRIC解釈指針第21号の適用により修正再表示された数値。

(注2) 株主資本利益率は、純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(注3) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用を除く。この調整をしない場合の1株当たり当期純利益は-0.07ユーロ、株主資本利益率は-0.1%であった。

(単位：ユーロ)

	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
1株当たり純利益 (注1)	6.05	6.00	5.14	(0.07)(注6)	3.68(注5)
1株当たり純資産 (注2)	75.1	73.90	70.95	66.61	65.00(注5)
1株当たり配当金純額	3.02	2.70	2.31	1.50	1.50
配当率(%) (注3)	50.0	45.0	45.0	n. s.	40.9(注5)
株価					
最高値(注4)	68.89	62.00	60.68	60.85	56.72
最低値(注4)	54.68	35.27	44.94	45.45	37.47
年度末	62.25	60.55	52.23	49.26	56.65
CAC 40インデックス (12月31日現在)	5,312.56	4,862.31	4,637.06	4,272.75	4,295.95

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

(注3) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) IFRS第10号およびIFRS第11号の適用により修正再表示されたデータ。

(注6) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用につき調整した純利益に基づく場合、4.70ユーロ。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2018年 6月30日
資産合計	2,234,485
顧客預金	783,854
顧客貸出金および債権	747,799
株主資本合計(注1)	98,711
ティア1およびティア2資本比率段階的 導入ベース値	14.5%
ティア1資本比率段階的導入ベース値	12.8%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2018年度 上半期
営業収益	22,004
営業総利益	6,376
営業利益	5,194
税引前当期純利益	5,709
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	3,960

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2017年	2016年	2015年	2014年	2013年
<u>年度末資本金</u>					
a) 資本金 (ユーロ)	2, 497, 718, 772	2, 494, 005, 306	2, 492, 770, 306	2, 491, 915, 350	2, 490, 325, 618
b) 発行済株式数	1, 248, 859, 386	1, 247, 002, 653	1, 246, 385, 153	1, 245, 957, 675	1, 245, 162, 809
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績 (百万ユーロ)</u>					
a) 収益合計 (付加価値税を除く。)	27, 707	32, 458	28, 160	24, 598	26, 704
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	3, 003	10, 153	7, 323	1, 766	6, 183
c) 法人税費用	345	(278)	(74)	(218)	(466)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	3, 157	9, 266	6, 232	(3, 089)	4, 996
e) 総配当支払額	3, 772	3, 367	2, 879	1, 869	1, 868
<u>1株当たり利益 (ユーロ)</u>					
a) 税引後利益 (減価償却費および減損控除前)	2. 68	7. 92	5. 82	1. 24	4. 59
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	2. 53	7. 43	5. 00	(2. 48)	4. 01
c) 1株当たり配当金	3. 02	2. 70	2. 31	1. 50	1. 50
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	53, 078	51, 498	49, 751	49, 132	47, 562
b) 給与合計 (百万ユーロ)	4, 441	4, 263	4, 288	3, 713	3, 772
c) 社会保障および支給された従業員給付金合計 (百万ユーロ)	1, 577	1, 599	1, 404	1, 328	1, 359

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上